慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『穆天子伝』訳注稿〔二〕
Sub Title	Mu Tianz Zhuan (穆天子伝) II
Author	桐本, 東太(Kirimoto, Tota) 水野, 卓(Mizuno, Taku) 川村, 潮(Kawamura, Ushio) 森, 和(Mori, Masashi) 吉田, 章人(Yoshida, Akihito) 矢島, 明希子(Yajima, Akiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.1/2 (2013. 4) ,p.129- 198
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料翻訳 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130400-0129

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史料翻訳

『穆天子伝』訳注稿〔二〕

〔監訳〕桐本東太
〔訳注〕水野卓、川村潮、森和、吉田章人、矢島明希子ほか

『穆天子伝』巻二

〔一〕

原文

1 □柏夭曰(1)、□封膜書于河水之陽(2)〔膜書、人名。疑音莫〕、以爲殷人主(3)〔主、謂主其祭祀。言同姓也〕。

2 丁巳、天子西南升□之所主居(4)〔似説古之賢聖所居〕。爰有大木・碩草〔碩、大也〕。爰有野獣、可以畋獵。

3 戊午、冓□之人居慮(5)〔古疇字。居慮、名〕、獻酒百□于天子(6)〔百下、脱盛酒器名〕。天子已飲而行(7)。遂宿于昆侖之阿、赤水之陽(8)〔昆侖山有五色水。赤水出東南隅而東北流。皆見山海經〕。爰有鵕鳥之山(9)〔鵕、音甄。一音梅〕。天子三日舎于鵕鳥之山。□。

4 吉日辛酉、天子升于昆侖之丘(10)、以觀黄帝之宮(11)〔黄帝巡遊四海、登昆侖山、起宮室於其上。見新語〕。而封□隆之葬(12)〔隆上字、疑作豐。豐隆筮御雲、得大壯卦、遂爲雷師。亦猶黄帝橋山有墓。封、謂増高其上土也。以標顯之耳〕、以詔後世〔詔、謂語之〕。

5 癸亥、天子具鐲齊・牲全、以禋□昆侖之丘(13)〔鐲者、潔也。齊祭神曰禋。書、天子禋于六宗。鐲、音圭〕。

訓読

1 ……柏夭曰く、「……膜書(ばくちゅう)を河水の陽に封じ〔膜書は人名。疑うらくは音は莫ならん〕、以て殷人の主と爲す〔主は其の祭祀を主るを謂う。同姓を言うなり〕」と。

2 丁巳、天子、西南のかた……に升る、……の主居する所〔古の賢聖の居する所と説くがごとし〕。爰に大

木・碩草有り〔碩は大なり〕、爰に野獣有り、以て畋獵すべし。

3 戊午、冐□の人居慮〔古の疇字。居慮は名〕、酒百□を天子に獻ず〔百の下、酒を盛る器名を脱す〕。天子已に飲して行く。遂に昆侖の阿、赤水の陽に宿る〔昆侖山に五色の水有り。赤水は東南隅より出でて東北流す。皆な『山海經』（海内西經）に見ゆ〕。爰に鵷鳥の山有り〔鵷、音は甄。一に音は旃〕。天子、三日鵷鳥の山に舍る。……。

4 吉日辛酉、天子、昆侖の丘に升り、以て黄帝の宮を觀る〔黄帝、四海を巡遊し、昆侖山に登り、宮室を其の上に起てたり。『新語』に見ゆ〕。而して□隆の葬に封じ〔隆の上の字、疑うらくは豊に作らん。豊隆は雲を御するを筮し、大壯の卦を得、遂に雷師と爲る。亦た猶お黄帝、橋山に墓有るがごとし。封は其の上に土を増高するを謂うなり。以て之を標顯するのみ〕、以て後世に詔がしめんとす〔詔は之を語るを謂う〕。

5 癸亥、天子鬮齊・牲全を具え、以て禋□昆侖之丘〔鬮は、潔なり。齊して神を祭るを禋と曰う。『書』（舜典）に「天子、六宗に禋す」と。鬮、音は圭〕。

現代語訳

1 ……柏夭は「……膜書を河水の北に（盛り土をして）封じ、殷人の祭祀の主宰者としたのです」と言った。

2 丁巳54、天子は西南に向かい……に登った。（この地は）……（祭祀を）主宰して居住した所である。ここには大木や大きな草があり、ここには野獣がいて、狩りをすることができる。

3 戊午55、冐□（という集団）の領袖の居慮が、酒百□を天子に献じた。天子はすでに飲の儀礼を終えて出発した。ついに昆侖の中腹、赤水の北側にやどることにした。ここには鵷鳥の山がある。天子は三日間、鵷鳥の山に泊まった。……。

4 吉日辛酉58、天子は昆侖の丘に登り、黄帝の宮を見た。そして□隆の埋葬場所に盛り土をし、このことを後世に語り継がせることとした。

5 癸亥60、天子は清められた穀物と純色で欠損のない犠牲を用意し、それで禋□昆侖之丘。

注釈

（1） 冒頭の欠字について、小川琢治は巻一最後の干支

「丙寅」から巻二最初の干支「丁巳」まで五十一日間あること、及び巻四に「自陽紆西至于西夏氏、二千又五百里。自西夏至于珠余氏及河首、千又五百里。自河首、襄山以西、南至于春山・珠澤・昆侖之丘、七百里」（4.4a.13）とあることから、穆王一行はこの五十一日間に陽紆から西夏氏、西夏から珠余氏及び河首・襄山に到る四千里を進んでおり、本来、巻二の冒頭にはこの行程に関する記述があったはずだと推定し、さらにその欠字数について十数箇六百字前後と推測する。なお、柏夭の発言について、「曰」の下の欠字部分で終わっている可能性もあるが、注釈の多くが「封」以下を柏夭の発言としていることから、ひとまずそれに従っておくこととする。

（2）「封」について、『穆天子伝』には、①「柏夭曰□封膜晝于河水之陽」（本句2.1a.4）、②「而封□隆之葬」（2.1b.1）、③「曰、赤烏氏先出自周宗。大王亶父之始作西土、封其元子呉太伯于東呉」（2.3a.5）、④「封丌璧臣長綽于春山之虱、妻以元女、詔以玉石之刑、以爲周室主」（2.3a.7）、⑤「天子乃封長肱于黑水之西河、是惟鴻鷺之上、以爲周室主」（2.4a.4）と5例見える。②以外の「封〈人物〉于〈場所〉」という句形は、文献史料にもよく見られる表現で、本句①の主語は不明だが、③④は大王亶父が、⑤は穆王が「封」を行っており、いわゆる「封建」を基本的には意味していると思われる。ただし、『説文』十三篇下土部には「封、爵諸侯之土也」とあって、「諸侯を爵するの土」と釈しており、『逸周書』作雒解にも「諸侯受命于周、乃建大社于國中、其壝東青土、南赤土、西白土、北騮土、中央覈以黄土、將建諸侯、鑿取其方一面之土、蕭以黄土、苴以白茅、以爲社之封、故曰、受列土于周室」という記述が見える。また《散氏盤》（集成10176西周晩期）の「封」についても、貝塚茂樹が「要所に盛り土して樹木を植える」ことと述べていることからすれば（貝塚茂樹一九八四）、「封」の原初的な実態を考える上で、「土」の観念は重要な要素であると思われる。赤塚忠は、殷代における「土」の祭祀の検討から、「甲骨文に見えている「土」は後世に社と称されるものに展開する要因をもっているにしても、殷王朝が王朝としての祭典制度を整え、諸神を統合して祭るに方って設けた祭壇であった」と述べ、『逸周書』の記事については、「王の統一的国土所有の観念が成立した、それ以後のこと」としつつ、「殷代においても祭典は、

主祭場で行われるだけではなく、相関連して山岳河川その他主要な神々についても行われ、さらにそれを主祭場に集めて祭られるものであった。してみると、主祭場に設けられる「土」がうず高く作られているのは、発生的には聖山に模することから起こったとせねばならぬ」と指摘しており（赤塚忠一九九〇）、本句の主語は不明だが、後に述べるように、「封」ぜられた「膜晝」が殷と何らかの関係がある人物の可能性が高いこと、また「封」ぜられた場が「河水之陽」であることからすれば、河水の北岸という主祭場に盛り土をして土壇を築くことこそ、本句の「封」の原初的な実態であったのではなかろうか。

「膜晝」について、郭璞はこれを人名とし、後文の「殷人主」について「言同姓也」と注していることから、殷と同姓の人物と解しているようである。また、小川琢治は「膜」を亳・薄と同音の通用字、「晝」を丑の仮借字、亳（薄）を殷人の聚落または都邑を示す名詞とした上で、「膜晝」を「亳丑」、殷人の後裔とする。一方、顧実は巻四に「自西夏至於珠余氏及河首、千又五百里」（4.4b.1）とあることから、ここに見える「珠余氏」を「膜晝」と解釈する。他にも「膜晝」については様々な説があるが、穆王と同時代の人物という点では共通しており、例えば、顧実は「封」字の上の欠字について、「天子乃」の三字が脱しているとし、「封」を行った人物を穆王と考えている。一方で、小川は「膜晝」を「封」じた人物について、最終的に穆天子が妥当としながらも、古公亶父や殷代の某王の可能性を指摘する。結局、本文の主語が欠字であるため、顧実・小川のいずれの説が是かは確定しがたく、「膜晝」が穆王の時代の人物なのか、それ以前の時代の人物なのかは不明であるため、ここでは後文で「膜晝」が「殷人主」とされている箇所の郭注「言同姓也」を参考に、殷と何らかの関係がある人物であることだけを指摘するにとどめておきたいと思う。

「河水之陽」の所在については、現在の甘粛省や青海省、新疆ウイグル自治区とする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（3）「殷人主」について、郭璞は「主謂主其祭祀。言同姓也」と注しており、「膜晝」を殷人と同姓と考え、その「膜晝」によって殷の祭祀が行われたと解釈しているようである。祭祀が行われるようになった背景や同姓か否かという点でいくらかの相違はあるものの、

「主」を祭祀に関連すると見るのが、小川琢治や顧実、王貽榮らであり、一方、陳逢衡は「殷人」を「河水之陽」に遷徙した殷遺民、すなわち『左伝』定公四年に見える殷民六族や殷民七族の類とし、本句を「膜書」に彼らを統属させたことと解する。「殷人主」と同型の表現としては、巻二の後段に①「赤烏氏先出自周宗。大王亶父之始作西土、封其元子呉太伯于東呉、詔以金刃之刑、賄用周室之璧、封丌璧臣長綽于春山之虞、妻以元女、詔以玉石之刑、以爲周室主」（2.3a.9）、②「天子乃封長肱于黒水之西河、是惟鴻鷺之上。以爲周室主」（2.4a.6）と2例見える。特に①を見る限り、東方に呉太伯を、西方に長綽を「封」じた上で「爲周室主」とされていることからすれば、『詩』魯頌閟宮に「王曰叔父、建爾元子、俾侯于魯。大啓爾宇、爲周室輔」とあるような、「輔」としての役割を意味している可能性が考えられよう（巻二［四］注(11)参照）。ただし、本句は主語が不明であるため様々な解釈が可能であり、かつ『管子』宙合篇に「故微子、不與於紂之難而封於宋、以爲殷主。先祖不滅、後世不絶」とあることからすれば、少なくとも本句の「爲殷人主」に関しては、郭璞の注を参考に、「殷人の祭祀を主宰する身とした」と解釈するのが妥当ではなかろうか。あるいは、貝塚が《宜侯矢簋》（集成4320 西周前期）において周王が領地を賜うとき、川から叙述を始めていることについて、「新しい領土を有効に支配するには、川の小さな支流に至るまですべてそれぞれ神があり、その祭祀を続けさせることが先務であったからであろう」とし、河川の本支流ごとにその守護神の祭祀を奉ずる部族に対し、「これらの祭祀権を尊重することが新しい土地に進駐して支配するにあたって第一に解決すべき要件であったのである」と述べている点に注目するならば（貝塚茂樹一九八四）、「膜書」への「封」に伴い、「河水之陽」の土地神に対する祭祀が、殷族ないしは周族の祭祀体系に取り込まれて行われた可能性がある。本段注(2)では、赤塚忠の指摘を参考に、「封」をその原義から盛り土により土壇が作られたことではないかと想定したが、仮に主語が殷王だった場合、赤塚が殷の祈年祭で祀られる土神に関して、その「標示には、封土してその上に諸神の憑りつく草また木を立てたことであろう」と指摘していることからすれば（赤塚忠一九八七）、「主」は本来、土神が憑りつく草あるいは木を指していた可能性も考えられよう。

（4）「天子西南升□之所主居」について、郭璞は「似説古之賢聖所居」と注しており、「主居」を「古之賢聖」の居するところと解する。また、これに似た文構造が、巻一に「河伯無夷之所都居」（1.2a.9）、「河宗氏之所遊居」（1.4a.1）と見えることから、顧実は金蓉鏡『穆天子伝集解』を引いて、「都居」を都会、「遊居」を遊牧とした上で、「主居」を宗廟の在るところとする。もし本句が、前句の「膜晝」に係るのであれば、直前の「殷人主」の「主」と関連があると考えられ、丁謙の「主居謂主宰居住」という指摘も参考にすれば、「祭祀を主宰して居住する」の意となろう。あるいは、欠字があるため、この句が後文の「鬲□之人居慮」に係る可能性も残されており、その場合には「鬲□之人」が統べおさめる場所を指している可能性もある。なお、赤塚の指摘を参考に、「主」が土神の憑りつく草木だとすれば、それらが立てられている（残っている）場所という意味にも取ることができよう。

（5）「鬲□之人居慮」について、『穆天子伝』では「〇〇（集団名）之人△△（領袖名）」といった表現が、この巻二以降数多く見られようになる（末尾【表一】参照）。郭璞が「居慮」を名であると注し、鄭傑文が「鬲□」を少数部族の名としていることからすれば、西方の集団名及びその領袖の名を記す用法である可能性が考えられよう。また、檀萃は、巻三に「鬲余之人命懷獻酒于天子」（3.3a.11）とあることから、「鬲□」を「壽余」とし、小川琢治はさらに「壽余」が、巻四の「自西夏至于珠余氏及河首」（4.4b.1）に見える「珠余」に通じるという。

（6）「獻酒百□于天子」について、郭璞は「百下、脱盛酒器名」と注しており、巻二の後段に「至于赤烏之人丌、獻酒千斛于天子」（2.3a.2）とあることからすれば、欠字部分には「斛（こく）」字が入ると考えられる。また、顧実は「獻酒」が戎礼であって華夏の礼ではないとし、ここから西はみな「荒服の国」であるため、華夏の礼は見られないとする。「戎礼」や「華夏の礼」という区別はひとまずおいておくとしても、『穆天子伝』における「獻酒」の用例を見ると、①「至于赤烏之人丌、獻酒千斛于天子」（2.3a.2）、②「智氏之夫獻酒百□于天子」（3.2b.12）、③「鬲余之人命懷獻酒于天子」（3.3a.11）、④「□諸飪獻酒于天子」（3.3a.13）、⑤「□獻酒于天子」（5.4a.1）と、本句を含めて6例あり、このうち欠字で不明な⑤を除く5例は、「獻酒」の主語が

西方の集団であることが見出せる。なお、鄭傑文はこの「赤烏之人」が「獻酒」したことに関して、『史記』大宛列伝の「以蒲陶爲酒」を引き葡萄酒を献じたことと解しており、穆王遊行の舞台が西域であることと関わって興味深い指摘である。

（7）この「天子已飲而行」以降の文は、『列子』周穆王篇にも「已飲而行、遂宿于崑崙之阿、赤水之陽。別日升于崑崙之丘、以觀黄帝之宮、而封之以詒後世」と似たような記述が見られる。ただし、「鴞鳥之山」についての記述はなく、「吉日辛酉」や「而封□隆之葬」については言い換えあるいは省略がなされた可能性が考えられる。

（8）「昆侖之阿」について、『穆天子伝』で「昆侖」がつく語は「昆侖」「昆侖之丘」「昆侖之阿」「昆侖丘」とあるが、「昆侖之阿」はここにしか見られない。「昆侖」の所在地については諸説紛々としているが、本句ではこの「昆侖之阿」とともに「赤水之陽」が記されており、郭璞が『山海経』から「昆侖山有五色水。赤水出東南隅而東北流」と注していることからすれば、『穆天子伝』における「昆侖」が赤水から見て西北にあったことだけは指摘できよう。なお、「赤水」の所在については、青海省や新疆ウイグル自治区を流れる川とする説や、なかにはガンジス河とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

（9）「鴞鳥之山」の所在については、現在の新疆ウイグル自治区のカシュガルあるいはホータンとする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（10）「昆侖之丘」について、巻一に「帝曰穆滿、示女春山之瑶、詔女昆侖□舍四、平泉七十。乃至于昆侖之丘、以觀春山之瑶」（1.3a.2）とあるように、ここがまさに「帝」から示された「春山之瑶」の所在地である。また、『山海経』西山経に「西南四百里、曰昆侖之丘。是實惟帝之下都」とあり、郭注に「天帝都邑之在下者也」とあるように、天帝の地上の都があった場所ともされており、「帝」との関わりが深いことがわかる。なお、注釈の中には、この所在を「昆侖之阿」と混同している解釈もあるが、「戊午」に「昆侖之阿」に「宿」し、三日間「鴞鳥之山」で「舍」してから、「吉日辛酉」に「昆侖之丘」に「升」していることからすれば、両者は異なる場所を指しているとした方がよいであろう。

（11）「觀黄帝之宮」について、陳逢衡が指摘するよう

に、『芸文類聚』巻二十八人部十二遊覧引『穆天子伝』は「天子遂襲崑崙之丘、遊軒轅之宮」に作り、これは『山海経』郭璞序に「遂襲昆侖之丘、遊軒轅之宮」とあるのを引用したものと思われる。「黄帝之宮」について、郭璞は「黄帝巡遊四海、登昆侖山、起宮室於其上。見新語」と注しており、顧実は、戴震校『水経注』河水一に「釋氏西域志曰、阿耨達太山、其上有大淵水、宮殿樓觀甚大焉、山即崑崙山也。穆天子傳曰、天子升于崑崙之丘、觀黄帝之宮而封豐隆之葬。豐隆、雷公也。黄帝宮、即阿耨達宮也」とあることから、これを「阿耨達宮」に比定する。「阿耨達」は、熊会貞疏に「大唐西域記一、阿那婆答多池、唐言無熱悩池、舊曰阿耨達、訛也。在香山之南、大雪山之北、周八百里。金銀瑠璃頗胝、飾其岸焉」とあり、ヒマラヤ（大雪山）の北にあるとされる。昆侖と黄帝とが結びつく史料としては、『荘子』至楽篇に「崑崙之虚、黄帝之所休」、天地篇に「黄帝遊乎赤水之北、登乎崑崙之丘而南望還歸」とある。なお、郭注が引く『新語』の記述について、顧実は陸賈『新語』には見えないことから、『新書』修政篇の文ではないかと推測するが、例えば清代の王謨編『増訂漢魏叢書』所収『新書』では「（黄帝）入江内取錄圖而濟積石、涉流沙、登於崑崙。於是還歸居中國、以平天下」となっている。

(12)　「封□隆之葬」について、郭璞は「封謂増高其上土也」と注し、『礼記』楽記「封王子比干之墓」の鄭注にも「積土爲封」とあるように、「封」には土を盛る意味がある。また、『説文』一篇下艸部に「葬、藏也。从死在艸中」とあるように、「葬」には死して草の中に埋蔵される意味がある。これらから、本句はある埋葬場所に土を盛ったことと解されるが、問題はいかなる人物の埋葬場所かということになろう。欠字部分について、郭璞は「隆上字、疑作豐」と注しており、洪頤煊はこの六字が郭注ではなく後人の校した文とするものの、『山海経』西山経の注と『水経注』河水がともにここを引用して「封豐隆之葬」に作っているとも指摘していることからすれば、「豐隆」の可能性が高い。「豐隆」については、『楚辞』離騒篇や『淮南子』天文訓にも見えるが、郭璞は「豐隆筮御雲、得大壯卦、遂爲雷師。亦猶黄帝橋山有墓」と注し、顧実は『河図』の「黄帝以雷精起」や『春秋合誠図』の「軒轅主雷雨之神」を引いて「豐隆」が黄帝の別名であると述べている。しかし、顧実が指摘するように、「豐

隆」が「黄帝」であるとすれば、なぜ書き分けがなされているのかは不明である。そもそも、「隆」字の上は欠字であり、しかも、その欠字部分が複数字であるかもしれないため、この部分が「豐隆」である可能性を指摘するにとどめておきたいと思う。

(13) 「齊」は『礼記』曲礼に「齊戒以告鬼神」とあるように、「齋」と同じ意味で用いられることが多く、「齊」を「齋」すなわち「ものいみして清める」の意に解し、特別に清めた動物犠牲を祭祀に用いたという解釈は可能である。一方で、檀萃は「齊」を「粢」と読むべきだとし、王天海もまた「鬻齊」とは清められた穀物のこととするように、「鬻齊牲全」を穀物と動物の二種類の意とする説もある。そこで注目すべきは『左伝』桓公六年の記事である。まず「[季梁曰]今、民餒而君逞欲、祝史矯擧以祭。臣不知其可也。公(随侯)曰、吾牲牷肥腯、粢盛豐備。何則不信」とあり、杜注に「詐稱功德以欺鬼神也」とあるように、随国の現状として、神霊への祭りが正しく行われていないと述べる季梁に対し、随侯は「牲牷肥腯」と「粢盛豐備」を挙げ、神霊への信があるとしている。本句の「牲全」が前者の「牲牷肥腯」に当るとすれば、本句の「鬻齊」は後者の「粢盛豐備」に当たるという見通しは得られよう。また、そう答えた随侯に対し、「對曰、夫民、神之主也。是以聖王先成民、而後致力於神。故奉牲以告曰、博碩肥腯。謂民力之普存也。謂其畜之碩大蕃滋也。謂其不疾瘯蠡也。謂其備腯咸有也。奉盛以告曰、潔粢豐盛。謂其三時不害而民和年豐也。奉酒醴以告曰、嘉栗旨酒。謂其上下皆有嘉德而無違心也。所謂馨無讒慝也。故務其三時、脩其五教、親其九族、以致其禋祀。於是乎、民和而神降之福」とあるように、季梁は神を祀る上で重要な「博碩肥腯」「潔粢豐盛」「嘉栗旨酒」という三つの事柄の意味を説明しており、本句の「鬻齊」について、郭璞が「鬻者、潔也」と注し、檀萃が「齊」を「粢」と読むべきだと指摘していることからすれば、二つ目の「潔粢豐盛」が本句の「鬻齊」に当たる可能性は十分考えられよう。何より、本句では「鬻齊牲全」を具えることで、「昆侖之丘」への「禋□」が行われており、『左伝』の記事でも、これら三つの事柄が「禋祀」につながっていくとされていることからすれば、少なくとも本句の「鬻齊牲全」については、清められた穀物と五体完備の犠牲の二種類を意味していると考えた方がよいと思われる。

なお、『穆天子伝』において祭祀に「牲全」が用いられるのは、本句と巻一の河宗の祭祀に際してのみであり、本句は欠字があるため祭祀対象が明確ではないが、黄河と並び昆侖が重視されていた表れではなかろうか（巻一［五］注(11)参照）。

「禋」は、『説文』一篇上示部に「禋、潔祀也」とあるように、清め祀る意。その具体的な祭祀法としては、『周礼』春官大宗伯「以禋祀祀昊天上帝、以實柴祀日・月・星辰、以槱燎祀司中・司命・飌師・雨師」の鄭注に「禋之言煙、周人尚臭、煙、氣之臭聞者。……三祀皆積柴實牲體焉、或有玉帛、燔燎而升煙、所以報陽也。鄭司農云……實柴、實牛柴上也」とあるように、犠牲や玉帛などを燃やし、その煙を升らせて祀ることとする説がある。『穆天子伝』では他に巻六に「於是禋祀、除喪始樂」（6.5a.7）とあり、盛姫の葬儀の最後に禋祭が行われている。

「禋□昆侖之丘」の欠字について、檀萃は「于」字を入れ、顧実もまた「于」字と推測する。山川を祭る記事は他に、「以祭于河宗」（1.2a.4）、「天子祭于鐵山、祀于郊門」（2.5a.1）、「天子之豪馬・豪牛・彪狗・豪羊、以三十祭文山」（4.2a.9）などがあり、ここの欠字が一字であるならば、「于」字が入る可能性は高い。しかし「祭文山」のように場所を表す助詞が入らない例や、巻六の「禋祀」のように熟語で用いられる例もあることから、確定はしがたい。

（水野　卓）

［二］

原　文

6　甲子、天子北征、舍于珠澤(1)〔此澤出珠、因名之云。今越嶲平澤、出青珠是〕、以釣于汦水(2)。曰(3)、珠澤之藪方三十里〔澤中有草者爲藪〕。爰有萑・葦・莞・蒲(4)〔莞、蒻蒲。或曰莞・蒲、齊名耳。關西云莞。音丸〕・茅・蓨(5)〔蓨、今菩字。音倍〕・蓁(6)〔蓁、蘼也。似萑而細。音兼〕・蘱(7)〔莠屬。詩曰、四月秀要〕。乃獻白玉□隻(8)・□角之一・□三。可以□沐。乃進食□・酒十□・姑劓九□。亦味中糜胃而滑(9)〔中、猶合也〕。因獻食馬三百(10)〔可以供廚膳者〕、牛・羊三千。天子□昆侖(11)〔此以上似説封人於昆侖山旁〕、以守黄帝之宮、南司赤水而北守春山之珧〔欲以崇表聖德、因用顯其功迹〕。天子乃賜□之人□吾(12)、黄金之環三五(13)〔空邊等爲環〕・朱帶貝飾三十(14)〔淮南子曰、貝帶鵕鸃、是也〕・工布之四(15)。□吾乃膜拜

而受(16)〔今胡人禮佛、舉手加頭、稱南謨拜者、即此類也。音模〕。天子又與之黃牛二六(17)〔以爲犧牲種〕、以三十□人于昆侖丘。

訓読

6 甲子、天子北のかた征き、珠澤に舍り〔此の澤は珠を出だす、因りて之に名づけて云う。今、越嶲の平澤、青珠を出だすは是れなり〕、以て汙水に釣す。曰く、「珠澤の藪は方三十里〔澤中に草有る者を藪と爲す〕。爰に萑・葦・莞・蒲〔莞は菥蒲。或るひと曰く莞・蒲は齊しく名なるのみ。關西は莞と云う。音は丸〕・茅・萇〔萇は今の菩字。音は倍〕・蒹〔蒹は薕なり。萑に似て細し。音は兼〕・蓼有り〔莠の屬。『詩』（豳風七月）に曰く、「四月秀要」と〕」と。乃ち白玉□隻・□角之一・□三を獻ず。可以□沐。乃ち食□・酒十□・姑劑九□を進む。亦た味は糜胃に中りて滑らかなり〔中は猶お合のごときなり〕。因りて食馬三百〔以て廚膳に供すべき者なり〕、牛・羊三千を獻ず。天子……昆侖〔此れより以上、人を昆侖山の旁に封ずると説くがごとし〕、以て黃帝の宮を守り、南のかた赤水を司りて、北のかた春山の琮を守らしむ〔以て聖德を崇表し、因りて用て其の功迹を顯らかにせんと欲す〕。天子乃ち□之人□吾に黃金の環三五〔空邊の等しきを環と爲す〕・朱帶貝飾三十〔『淮南子』（主術訓）に曰う「貝帶鵕鶡」は是れなり〕・工布之四を賜う。□吾乃ち膜拜して受く〔今の胡人の佛に禮するに、舉手して頭に加え、南謨と稱して拜するは、即ち此の類なり。音は模〕。天子又た之に黃牛二六を與え〔以て犧牲の種と爲す〕、以て三十□人于昆侖丘。

現代語訳

6 甲子①、天子は北に向かって行き、珠沢に泊まり、そうして汙水で釣りをした。（柏夭は）「珠沢の藪は方三十里です。ここには萑・葦・莞・蒲・茅・萇・蒹・蓼があります」と言った。そこで（珠沢の人が）白玉□隻・□角之一・□三を献じた。可以□沐。そこで（天子に）食□・酒十□・姑劑九□を進めた。味はただれた胃に合ってなめらかだった。そして（珠沢の人が）食馬三百頭、牛と羊（合わせて）三千頭を献じた。天子……昆侖、そうして黄帝の宮室を守り、南では赤水を司り、北では春山の宝を守らせた。天子はそこで□の領袖の□吾に黄金の環十

五・朱帯貝飾三十・工布之四を賜った。□吾はそこで膜拝の礼をして受けた。天子はまたこれに黄牛十二頭をあたえ、そして三十□人于昆侖丘。

注　釈

（1）「珠澤」の所在については、チベット自治区阿里地区、新疆ウイグル自治区ホータン地区、甘粛省敦煌市などの説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（2）「汚」は、『玉篇』巻十九水部によれば「流」の古字。もとは「流」字に作っていたが、洪頤煊が『太平御覧』巻八九六の引くところにより校訂したのに従う。

（3）「曰」以下の発言者が誰かということについて、アイテルは本句のように主語が明記されていない「曰」以下の文は後人によって書き加えられたものとし、注釈として取り扱うとしている（アイテル一八八八）。また山崎藍は本句の「曰」の主語を「天子」として訳出しているが（山崎藍二〇〇七）、その他の先行研究で「曰」の主語について明確に言及しているものは少ない。『穆天子伝』では、主語が不明確な「曰」で始まる文は本句を含め12例見られる（本段【表一】参照）。その事例は①が巻一である以外は、全て巻二から巻四まで、つまり西征記事内のみにあり、またその内容が、本句も含めほぼ全てが当地の解説であることも特徴的である。一方、西征記事内（巻二～巻四）の中で主語が明確な文は8例あるが、その主語となっているのは天子・西王母・柏夭の三者のみである（本段【表二】参照）。うち②⑥の2例は、柏夭が当地の説明をする形となっていること、また巻一に「（柏夭）爲天子先、以極西土」（1.3b.12）とあるように、柏夭がこの旅の水先案内人となっていたことの両者を合わせ考えると、柏夭が行く先々の事物やそこに居住する集団について穆王に解説する役割を担っていたというのは十分に考えられよう。よって本訳注では、珠沢の説明となる本句を含め、「曰」以下が当地の解説をその内容とし、かつ主語が不明確な文は、みな柏夭の言であるとみなすこととする。柏夭が水先案内人となる前の記事である【表一】①の主語については、巻一［六］注(2)参照。

【表一】主語が不明確な「曰」で始まる文

①己未、天子大朝于黄之山、乃披圖視典、周觀天子之珕・器。
曰天子之珕玉果・璿珠・燭銀・黄金之膏。天子之珕萬金・□
珕百金・士之珕五十金・鹿人之珕十金。天子之弓射人歩劍、

牛馬犀□器千金。天子之馬走千里、勝人猛獸。天子之狗走百里、執虎豹。(1.3a.9)

②甲子、天子北征、舍于珠澤、以釣于汾水。曰、珠澤之藪方三十里。爰有萑・葦・莞・蒲・茅・萯・蒹・蘘。乃獻白玉□隻・□角之一・□三。可以□沐。乃進食□・酒十□・姑臧九□、亦味中糜胃而滑。因獻食馬三百、牛・羊三千。(2.1b.6)

③季夏丁卯、天子北升于春山之上、以望四野。曰、春山是唯天下之高山也。孳木華不畏雪。天子於是取孳木華之實、持歸種之。(2.2a.9)

④(③の続文)曰、春山之澤、清水出泉、温和無風、飛鳥・百獸之所飲食、先王所謂縣圃。天子於是得玉榮・枝斯之英。(2.2a.12)

⑤(④の続文)曰、春山百獸之所聚也、飛鳥之所棲也。爰有□獸、食虎・豹、如麋而載骨盤□始、如麝小頭大鼻。爰有赤豹・白虎・熊羆・豺狼・野馬・野牛・山羊・野豕。爰有白鵠・青雕、執犬・羊、食豕・鹿。(2.2b.5)

⑥甲戌、至于赤烏之人丌、獻酒千斛于天子、食馬九百、羊・牛三千、稾麥百載。天子使鄒父受之。曰、赤烏氏先出自周宗。(2.3a.4)

⑦天子乃賜赤烏之人□丌墨乘四、黄金四十鎰、貝帶五十、朱三百裹、丌乃膜拜而受。曰、□山、是唯天下之良山也。琯玉之所在、嘉穀生之、草木碩美。天子於是取嘉禾以歸、樹于中國。(2.3a.12)

⑧赤烏之人丌好獻二女于天子、女聽・女列以爲嬖人。曰、赤烏氏、美人之地也、琯玉之所在也。(2.3b.4)

⑨癸巳、至于羣玉之山。容成氏之所守。曰、羣玉田山□知、阿平無險、四徹中繩、先王之所謂冊府。寡草木而無鳥獸。爰有□木、西膜之所謂□。天子於是攻其玉石、取玉版三乘、玉器・服物、載玉萬隻。(2.4a.10)

⑩癸未、至于戊□之山、智氏之所處、□智□往天子于戊□之山。勞用白騂二疋、野馬・野牛四十、守犬七十、乃獻食馬四百、牛・羊三千。曰智氏□。(3.2b.11)

⑪庚寅至于重龕氏、黑水之阿。爰有野麥。爰有荅菫。西膜之所謂木禾、重龕氏之所食。爰有采石之山。重龕氏之所守。曰、枝斯・璿瑰・玟瑤・琅玕・玲瑰・毛瓊・玕琪・徽尾。凡好石之器于是出。(4.1a.11)

⑫西膜之人乃獻食馬三百、牛・羊二千、稾米千車。天子使畢矩受之。曰、□。(4.2a.5)

【表二】主語が明確な「曰(いわく)」で始まる文(巻二〜巻四)

①□柏夭曰、□封膜晝于河水之陽、以爲殷人主。(2.1a.4)

②孟秋丁酉、天子北征。□之人潛岩、觴天子于羽陵之上、乃獻良馬・牛・羊。天子以其邦之攻玉石也、不受其牢。柏夭曰、

□氏檻□之後也。(2.4b.9)

③西王母爲天子謠曰、白雲在天山陵自出、道里悠遠、山川間之、將子無死、尚能復來。(3.1a.10)

④（③の続文）天子答之曰、予歸東土、和治諸夏、萬民平均、吾顧見汝、比及三年、將復而野。(3.1a.13)

⑤（④の続文）西王母又爲天子吟曰、徂彼西土、爰居其野、虎豹爲羣、於鵲與處、嘉命不遷、我惟帝女、彼何世民、又將去子、吹笙鼓簧、中心翔翔、世民之子、唯天之望。(3.1b.6)

⑥儛駕送天子至于長沙之山。□隻。天子使柏夭受之。柏夭曰、重譴氏之先、三苗氏之□處。(4.1b.13)

⑦戊午、天子東征、顧命柏夭歸于丌邦。天子曰、河宗正也。柏夭再拜稽首。(4.3b.6)

⑧犬戎胡觴天子于雷水之阿。乃獻食馬四六。天子使孔牙受之。曰雷水之平寒。寡人具犬・馬・羊・牛。爰有黑牛白角。爰有黑羊白血。(4.3b.12)

（4）「菮」字はもとは「菮」字に作られていたが、洪頤煊は『太平御覧』巻九九九の引くところにより校訂している。「菮」は、『爾雅』釈草に「菮、芄蘭」とあるのに従えば、ガガイモ（*Metaplexis japonica*、以下植物の学名は環境庁自然保護局一九八七に準拠する）のこととなるが、陸生双子葉植物のガガイモは、「葦」、すなわち水生単子葉植物のヨシ（*Phragmites* 属）と並び記す植物に相応しくないと校訂者が考えたためか、他字に置き換える例が他の伝世文献にも見られる。例えば『詩』豳風七月「八月萑葦」の「萑」字は、阮元の校勘記に「小字本・相臺本同、唐石經初刻菮、後改」とあるように、唐石経は「菮」字に作り、同小雅小弁「有灌者淵、萑葦淠淠」の「萑」字も同様である。「八月萑葦」の毛伝は「亂爲萑、葭爲葦」とし、「萑」を「亂」、すなわちオギ（*Miscanthus sacchariflorus*）のこととする。「菮」字を校訂した本句の「菮」も、『説文』一篇下艸部に「菮、亂也」とあるのによれば、同じくオギのこととなる。しかし一方で、前述の小弁では、「萑」は「葦」とともに「淵」、すなわち水辺に生えていることは明らかで、この「萑」が陸生のオギに比定しうるとは考えにくい。そもそも「難波の葦は伊勢の浜荻」というように、ヨシとオギは区別の難しい植物であり、混用されていた可能性が十分に考えられる。本句の「菮」は珠沢という水辺に生えている植物であり、「葦」「莞」「蒲」とのつながりを考えると、水生のヨシの一種と見なすのが妥当で、「菮」字もあるいは小弁と同じく本来は「萑」字であったのかもし

れない。

「莞」は、郭注は蒲、すなわちガマの一種としている。『説文』一篇下艸部に「莞、艸也、可以作席」とあるのによれば、むしろの材料とされていたようである。潘富俊は、「莞」をフトイ（*Scirpus tabernaemontani*）としつつも、台湾でむしろなどの材料として使われるサンカクイ（*Scirpus triqueter*、但し潘富俊は *Schoenoplectus triqueter* と表記する）も、中国江南の湖や沼沢に広く生息しており、フトイは茎の切断面が円形に近いのに対して、サンカクイは三角形という以外は両者は外見がよく似ていることから、『詩』やその他の古典籍に見える「莞」がサンカクイである可能性も指摘する（潘富俊二〇〇三）。

（5）「蒉」は、『説文』一篇下艸部に「蒉、王蒉也」とあり、『礼記』月令「孟夏之月……王瓜生」の鄭注に「王瓜葽挈也。今月令云王蒉生、夏小正云王蒉秀、未聞孰是」とある。鄭注の「葽挈」とはカラスウリ（*Trichosanthes cucumeroides*）のことであるから、「王蒉＝王瓜」とすれば、「蒉」はつる草の類となる。また、郭注の「蒉、今菩字」に従えば、「菩」は『周礼』夏官大馭「及犯軷」の鄭注に「以菩・芻・棘・柏爲神主」とあることから、「蒉」はかたしろを作るのにも用いられた可能性がある。かたしろを作るためには、直立しうるだけの一定程度の堅さを要するであろうから、かたしろとして使用されたのは、つる部分ではなく、乾燥させた実の部分であったのかもしれない。

（6）「蒹」は、郭注に「似萑而細」とあり、また『説文』一篇下艸部に「蒹、萑之未秀者」とある。本段注（4）に従えば、これもまたヨシの一種と考えられる。ヨシは大きくツルヨシ（*Phragmites japonica*）、ヨシ（*Phragmites australis*）、セイタカヨシ（*Phragmites karka*）の三種類に分けられるが、本段もヨシのたぐいと考えられる植物が「萑（萑）」「葦」「蒹」と三種あり、それぞれに比定しうる可能性も指摘できよう。

（7）「蒮」は、『説文解字繫伝』に「狗尾草也」とあるのに従えば、エノコログサ（*Setaria viridis*）のこと。郭注の引く『詩』は、通行本『毛詩』では「四月秀蒮」に作る。

以上8種の植物は、「蒉」以外はいずれも単子葉植物に比定しうる。ここに挙げられた単子葉植物は祭祀に使用するむしろなどの加工品に利用できる有用植物と考えられ、双子葉植物の「蒉」もまた、そのつるが

むしろを縛るひもとして、もしくはその実がかたしろとして利用された可能性が考えられる。さらに、単子葉植物に比定しうる7種のうち、最後に挙げられた「蔈」は陸生だが、それ以外は水生単子葉植物と思われる。『管子』地員篇が「薜下於萑、萑下於茅」のように、植物を低地性のものから列挙しているのと同様（原宗子一九九四）、本句も水深の深いところから陸地に向かって、その植生位置順に植物が並べられている可能性も指摘できよう。

（8）「獻白玉」以下の主語について、洪頤煊の引く『事物紀原』ではこの一文が「珠澤之人獻白玉石」となっている。これをふまえれば、本句以下は当地（珠沢）の人が天子に「獻」じたものと解釈できよう。

「□隻」について、後文「載玉萬隻」（2.4b.4）の郭注に「雙玉爲穀、半穀爲隻」とあるように、「隻」は玉の助数詞と考えられることから、ここも「白玉」に付く助数詞と思われる。なお、鳳凰山一六七号前漢墓出土の簡牘中に「隻」とあるものはみな一対であったことから、横田恭三は「「隻」字は「双」の意味に解せる。『史記』にもこうした例が見られるため、「雙（双）」を「隻」と簡略化するのは漢代の習慣であったことが窺える」と指摘する（横田恭三二〇一二）。

（9）「白玉□隻」「□角之一」「□三」「食□」「酒十□」「姑劓九□」は「物品＋数量」の羅列と見て、欠字も含め一応の断句をしておく。「可以□沐」「亦味中糜胃而滑」は物品の解説と考えられる。

『穆天子伝』で「進」という動詞が使われるのは、本句以外では「官人進白鵠之血、以飲天子」（4.4a.7）と「曾祝祭食、進肺鹽、祭酒」（6.2a.9）のみである。「巨蒐之人㚔奴、乃獻白鵠之血、以飲天子」（4.2b.13）のように、訪れた先の集団から天子に献上される場合は「獻」が使われており、それと対比させて考えると、「進」は「官人」のように穆王に付き従う人々が穆王に献上した場合に用いられる動詞である可能性が指摘できよう。ただしここでは「進」めた主体が官人であったか否かまでは判断できないため、特に訳出しない。

「姑劓」について、陳逢衡は「姑」を「牯」、すなわち牡牛のこととし、「劓」を「割」の意と解する。また「姑」については、長沙馬王堆漢墓から出土した遣策などに「炙姑」の語が見え、「鷓鴣」、すなわちヤマウズラのことと解されている例もあるが（湖南省博物館一九七三、同二〇〇四）、意義の確定はしがたいた

め、ここは未詳のままとしておく。

「糜」は『説文』七篇上米部に「糜、糝也」とあるように本来は粥の意であるが、段注に「引伸爲糜爛字」とあるように、転じてただれるという意も持つ。道蔵本は「麋」に作り、翟云升は「麋胃」とは『礼記』内則の「麋膚」、すなわち鹿肉のことではないかとするが、ここは原字に従い、「糜胃」をただれた胃と解する。

(10) 『穆天子伝』では、献上品の馬として「食馬」(2.1b.12、2.3a.2、2.3b.8、3.2b.10、4.2a.4)、「良馬」(2.4b.7、2.5a.10、4.2a.7)、「野馬」(2.5a.12、3.2b.9)、「白騮」(3.2b.9)、「馬」(4.3a.5)の5種類が見える。このうち「食馬」「良馬」「野馬」「白騮」の4種については、巻二「鄭韓之人無慮、乃獻良馬百匹、服牛三百、良犬七千、牀牛二百、野馬三百、牛・羊二千、穄麥三百車」(2.5a.10)、巻三「(智氏)勞用白騮二疋、野馬・野牛四十、守犬七十、乃獻食馬四百、牛・羊三千」(3.2b.9)のように、同一集団から複数の種類の馬が献上される記事があることから、明確に書き分けられていたことがわかる。「食馬」とは郭注の通り、食用に適した馬のことであろう。馬食文化に関わる記述は伝世文献では多いとはいえないが、岐山の野人三百人が秦の穆公の馬を食べてしまった逸話(『呂氏春秋』仲秋紀愛士、『史記』秦本紀など)や、『周礼』天官内饗に「馬黒脊而般臂、螻」と、食用に適さない馬の種類についての記事が、同じく食用に適さない牛・羊・犬・鳥・豕についての記述の次に挙げられていることからすれば、馬肉を食す文化が少なからず存在していたことがうかがえよう。「良馬」は、巻二「良犬」の郭注「良、調習者」(2.5a.11)をふまえれば、よく調教された馬のことを指すと考えられる。「野馬」は、巻一「野馬走五百里」(1.3b.7)や巻二「春山百獣之所聚也……爰有赤豹・白虎・熊羆・豺狼・野馬・野牛・山羊・野豕」(2.2b.8)のように、春山に住む野生動物として登場する。さらに、巻一の郭注「野馬、亦如馬而小」(1.3b.7)や、『後漢書』烏桓鮮卑列伝の「又禽獣異於中國者、野馬・原羊・角端牛」という記述をふまえれば、「野馬」は中国外に産する野生で小型の馬の一種であったと思われる。「白騮」は、郭注に「騮、騅馬也」(3.2b.9)とあるように、白い副馬のこと。

(11) 「天子□昆侖」の欠文について、郭璞は誰かを昆

侖山の傍に封じたことが記されていたのであろうと推測し、さらに陳逢衡・衛挺生・王貽樑はここに封ぜられた人物を下文の「□之人□吾」（2.2a.2）とする。

（12）「□之人□吾」について、顧実・衛挺生は珠沢の人とし、陳逢衡は昆侖の人とする。前文で甲子に天子が珠沢に着いてから本句まではまだ日をまたいでおらず、また本段注（8）で述べたように珠沢の人が白玉などを献じたと考えられることから、ここも珠沢の人ではなかろうか。また『山海経』西山経には「昆侖之丘」を司る神として「陸吾」が登場するが、本句の「□吾」との関係は不明。

（13）本句の「黄金之環三五」や、後文の「黄牛二六」の数の表記法については、巻一［三］注（3）を参照すれば、3×5（＝15）、2×6（＝12）と考えるのが妥当であろう。

（14）郭注は「淮南子曰、貝帶鵕鸃、是也」としており、「朱帶貝飾」＝「貝帶」と見なしているようである。「朱帶貝飾」が賜与されるのは本句のみで、以下は全て「貝帶」である（末尾【表二】参照）。「朱帶貝飾」は貝飾りがついた朱色の帯と解され、「貝帶」もまた、『史記』佞幸列伝「故孝恵時郎侍中皆冠鵕鸃、貝帶、傅脂粉、化閎・籍之屬也」の集解に引く『漢書音義』に「以貝飾帶」とあるように、貝で飾られた帯のことと考えられるが、朱色であるかどうかまでは断定できない。また、通行本『淮南子』主術訓では「趙武靈王貝帶鵕鸃而朝、趙國化之」と、「鸃」字が「鸃」字に作られている。

（15）「工布」は、『越絶書』外伝記宝剣篇に、欧冶子と干将が鍛えた三本の鉄剣の名の一つとして登場する。しかし、『穆天子伝』で天子が兵器類を賜る例は少なく、訪れた先で天子の賜与があった13の集団等のうち、本句の「□之人□吾」以外に賜与物に兵器類が含まれると考えられるのは、「筒箭」を賜った重鼉の人觚竄のみである（末尾【表二】参照）。檀萃は、「工布之四」の「之」を「疋」と読むべきとし、工精な布四疋の意とする。顧実も、「工布」の義は未詳としつつ、工巧の布の意とする案も提示している。ここでは特に訳出せず、「工布之四」のままとする。

（16）「膜拝」について、郭璞は、仏礼において手を頭の位置まで挙げて「南謨（南無）」と唱えて拝する類の行為と解するが、顧実が推測するように、その根拠は仏典の「南謨（南無）」の「謨」と「膜」の音が同

じであることによると思われる。陳逢衡は『礼記』玉藻に「君賜稽首、據掌致諸地」とあることから、「膜拜」とはこの「據掌致地」ことであるとする。「據掌」とは、前掲『礼記』の鄭注に「以左手覆按右手也」とあるように、左手で右手を覆い押さえて地面につけることと解される。一方、顧実は、「膜拜」とは「拍拜」（手を打って拝する）のことで、荒服の民族が行う敬礼だと指摘する。また、『周礼』春官大祝「辨九拜。……四曰振動」の孫詒讓正義に「兩手相擊、古謂之抃」とあることから、膜と拝は二事で、抃舞してから拝手することかもしれないとも指摘する。王貽樑は、「膜拜」は「西膜」の人の拝式で、具体的には不明とする。『穆天子伝』において、「膜拜」は13例（2.2a.6、2.3a.11、2.3b.12、2.4b.11、2.5a.3、2.5b.1、3.3a.1、3.3a.12、3.3b.1、4.1b.11、4.2a.1、4.2a.12、4.3a.10）見られ、欠字により主語が明確でない2例（3.3a.1、4.2a.1）を除き、みな穆王一行が訪れた地の人々が穆王から賜与物を受け取る際に「膜拜」を行っている。「再拜」する文化が中原のものとすれば、「膜拜」は中原とは異なる文化圏の拝礼様式であるといえよう。

(17) 訪れた先の集団から馬や牛羊などの動物類を献上されることは多いが、穆王側から動物類を賜うことは少ない。「賜」ではなく「與」と表現されるのは『穆天子伝』中で本句のみであるが、「賜」った場合は相手が必ずそれを「受」けているのに対し、本句では「受」にあたる語がないことからすると、「與」が「賜」と同じような「下賜」の意味であるとは考えにくい。郭注に「以爲犧牲種」とあるように、ここは祭祀用に繁殖させるための種牛として黄牛を貸し与えたという意味合いで用いられているのではなかろうか。

（富田美智江）

[三]

原　文

7 季夏丁卯(1)、天子北升于春山之上、以望四野。曰(2)、春山是唯天下之高山也。孳木華不畏雪(3)。天子於是取孳木華之實、持歸種之〔孳、音滋〕(4)。曰、春山之澤、清水出泉、温和無風〔炁條適也〕(5)。飛鳥・百獸之所飲食、先王所謂縣圃(6)〔淮南子曰、昆侖去地一萬一千里。上有曾城九重。或上倍之、是謂閬風。或上倍之、是謂玄圃。以次相及。山海經云明明、昆侖・玄圃各々一山。但相近耳。又曰、實唯帝之平圃也〕。天子於是得玉榮・枝斯之英(7)

〔英玉之精華也。尸子曰、龍泉有玉英。山海經曰、黄帝乃取密山之玉榮而投之鍾山之陽、是也〕。曰、春山百獣之所聚也、飛鳥之所棲也。爰有□獣、食虎・豹、如麋而載骨盤□始、如麕小頭大鼻〔麕、麞是也〕。爰有赤豹・白虎〔詩曰、赤豹・黄羆〕・熊羆・豺狼・野馬・野牛・山羊・野豕〔今華陰山有野牛・山羊。肉皆千斤〕。爰有白鶴・青雕、執犬・羊、食豕・鹿〔今之雕、亦能食麕・鹿〕。曰天子五日觀于春山之上(8)。乃爲銘迹于縣圃之上、以詔後世〔謂勒石銘功德也。秦始皇・漢武帝、巡守登名山、所在刻石立表、此之類也〕。

訓　読

7　季夏丁卯、天子北のかた春山の上に升り、以て四野を望む。曰く、「春山は是れ唯だ天下の高山なり。孳木の華は雪を畏れず」と。天子是に於いて孳木の華の實を取り、持ち歸りて之を種かんとす〔孳、音は滋〕。曰く、「春山の澤は、清水出泉し、温和にして無風なり〔烝條にして適なり〕。飛鳥・百獣の飲食する所、先王の所謂縣圃なり〔『淮南子』（墜形訓）に曰く、「昆侖は地を去ること一萬一千里。上に曾城の九重なる有り。或し上ること之に倍すれば、是れを閬風と謂う。或し上ること之に倍すれば、是れを玄圃と謂う」と。次を以て相い及ぶ。『山海經』に云うは明明にして、昆侖・玄圃は各々一山なり。但だ相い近きのみ。又た（西山經に）曰く、「實に唯れ帝の平圃なり」と」と。天子是に於いて玉榮・枝斯の英を得〔英は玉の精華なり。『尸子』に曰く、「龍泉に玉英有り」と。『山海經』（西山經）に曰く、「黄帝乃ち密山の玉榮を取りて之を鍾山の陽に投ず」とは是れなり〕。曰く、「春山は百獣の聚まる所なり、飛鳥の棲む所なり。爰に□獣有り、虎・豹を食らい、麋の如くして載骨盤……始、麕の如くして小頭大鼻なり〔麕は麞是れなり〕。爰に赤豹・白虎〔『詩』（大雅韓奕）に曰く、「赤豹・黄羆」と〕・熊羆・豺狼・野馬・野牛・山羊・野豕有り〔今、華陰山に野牛・山羊有り。肉は皆な千斤なり〕。爰に白鶴・青雕有り、犬・羊を執え、豕・鹿を食らう〔今の雕、亦た能く麕・鹿を食らう〕」と。曰に天子五日春山の上に觀す。乃ち銘迹を縣圃の上に爲り、以て後世に詔がしめんとす〔石を勒み功德を銘するを謂うなり。秦の始皇・漢の武帝、巡守して名山に登り、在りし所に刻石立表するは此れの類なり〕。

現代語訳

7　季夏丁卯④、天子は北に向かい春山の上に登り、四野を望み見た。（柏夭は）「春山は天下の高山です。孳木の華は風雪に耐えて咲きます」と言った。天子はここで孳木の華の実を取り、持ち帰ってこれを蒔くことにした。（柏夭は）「春山の沢は、清水が湧き出し、温和で無風です。飛鳥や百獣が飲み食らう所で、先王たちが言っていた〝県圃〟であります」と言った。天子はここで玉栄と枝斯の精英なものを得た。（柏夭は）「春山は百獣の集まる所、飛鳥の棲む所です。ここには□獣がおり、虎や豹を食らい、麋に似ていて載骨盤……始、麕に似ていて、頭が小さく鼻が大きいものです。ここには赤豹・白虎・熊羆・豺狼・野馬・野牛・山羊・いのししがおります。ここには白鶴と青雕がおり、犬や羊を捕らえ、豕や鹿を食らいます」と言った。そうして天子は五日間春山の上で観の儀礼を行った。そこで（穆王の行跡を刻んだ）碑を作って県圃の上に立て、後世に語り継がせることとした。

注釈

（1）「季夏丁卯」のように、『穆天子伝』には季節を示す語と干支との組み合わせがいくつか見られ、これらを元に、顧実は穆王の西征の年代を推測し年表にまとめている。

（2）この「曰、春山是…」および後文の「曰、春山之澤…」、「曰、春山百獣…」の発言者は記されていないが、巻一［六］で柏夭が穆王に（春山にいるとされる）「征鳥」「名獣」について述べていることをふまえると、ここでも柏夭が穆王に春山の事物について説明しているものと考えられる（巻二［二］注(3)参照）。

（3）「孳木華」について、王貽樑はこれを雪山に自生するセツレンカ（*Saussurea involucrata*）あるいはワタゲトウヒレン（*Saussurea gossypiphora*）ではないかと推測する。ともに種子でふえる高山の植物であるが、セツレンカが絶滅の危機にあるのに対し、ワタゲトウヒレンは、現在日本の北海道の高山でも生育しているなど、比較的広域に自生できるようである。

（4）「持歸種之」はもと郭注であったが、洪頤煊が『太平御覧』巻二十二に従い本文としたものである。

（5）「春山之澤、清水出泉、温和無風」の郭注に「炁

（氣）條適也」とある。『漢書』律暦志上に「指顧取象、然後陰陽萬物靡不條鬯該成」、その注に「條、達也。鬯與暢同」とあることからすると、郭注はこの地の気象がのびやかで植物の生育に適していることをいうものらしい。「春山之澤」の所在については、タジキスタン、新疆ウイグル自治区莎車県の湖などとする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（6）「先王」の語は本句のほか、①「癸巳、至于羣玉之山。容成氏之所守。曰、羣玉田山□知、阿平無險、四徹中繩、先王之所謂冊府」（2.4a.12）、②「仲冬丁酉、天子射獸……乃祭于先王、命庖人熟之」（5.2b.12）、③「……之虚、皇帝之閭。乃□先王九觀、以詔後世」（6.1a.4）と3例見られる。本句およびこれとよく似た表現である①では柏夭による穆王への説明と考えられること、②では穆王が「先王」のために祭祀を行っていることからすると、『穆天子伝』でいう「先王」は穆王より前の周王を指すと考えられる。

「縣圃」について、郭璞はこれを『淮南子』に見える「玄圃」であるとし、『山海経』から昆侖とは別の山で「帝之平圃」とも称されているとする。郭璞の引く『淮南子』とはいささか字句を異にするが、通行本の『淮南子』墜形訓には「傾宮・旋室・縣圃・涼風・樊桐在昆侖閶闔之中、是其疏圃。……昆侖之丘、或上倍之、是謂涼風之山、登之而不死。或上倍之、是謂懸圃、登之乃靈、能使風雨。或上倍之、乃維上天、登之乃神。是謂太帝之居」とあり（玄・縣は通仮する）、『水経注』巻一河水の引く『崑崙説』にも「崑崙之山三級。下曰樊桐、一名板桐。二曰玄圃、一名閬風。上曰層城、一名天庭。是爲太帝之居」とあって、昆侖山は階層的な構造になっており、玄圃（県圃・懸圃）はその二つめと考えられていたようである。また『山海経』西山経には『穆天子伝』の春山に比定される鍾山があり、さらに「又西三百二十里、曰槐江之山。……其中多嬴母、其上多青雄黄、多藏琅玕・黄金・玉、其陽多丹粟、其陰多采黄金銀。實惟帝之平圃」とあるように、穆王が「玉榮・枝斯之英」を得た「先王所謂縣圃」と金銀や玉石を産する「帝之平圃」とはよく似ている。確かに、穆王が春山に登って四野を望み、これを「天下之高山」と称えていることからすると、『淮南子』や『水経注』の引く『崑崙説』に書かれる玄圃とは異なり、郭璞の指摘する通り、県圃（春山）と昆侖山は別の山と見ることもできる。とはいえ、昆侖山

を単独の峰ではなく比較的広範囲の連山の総称で、春山をその中の高峰と考えるならば、両者を整合的に解釈することも可能であろう。なお県圃が高所にある園圃と考えられていたことは、本段で「清水出泉、温和無風。飛鳥・百獣之所飲食」とされていることからも推測でき、また森雅子も、昆侖山にまつわる伝承は西方に起源するもので、そこに見える「懸圃」もまた文字通りバビロンの「空中庭園」（The hanging garden）が元になっていると指摘する（森雅子二〇〇五）。なお「懸圃」の所在については、甘粛省張掖市の北側の蓑山とする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（7）「枝斯」は郭注に「英玉之精華也」とあるように玉の一種。『穆天子伝』では本句のほかに①「爰有采石之山、重𧴪氏之所守。曰、枝斯・璿瑰・玟瑤・琅玕・玲瑰・毛璗・玕琪・徽尾、凡好石之器于是出」（4.1a.11）、②「好獻枝斯之英四十、侅錞曼𧴪琈佩百隻、琅玕四十、鼚鞉十篋」（4.3a.6）と2例見える。

（8）「觀于春山之上」について、西岡市祐は『孟子』梁恵王下に「昔者齊景公問於晏子曰、吾欲觀於轉附朝儛」とあり、その注に「轉附・朝儛、皆山名也」とあることなどから、「觀」とは「聖地に於ける祭祀である」と述べている（西岡市祐一九七六）。春山は巻一で帝より「示女春山之琁」と言われ、その「澤」が先王より「縣圃」の名で伝えられてきたことなどからすると、本句も聖地である春山で「觀」の祭祀を執り行ったことをいうものと考えられる。その目的に関しては、斉の国に見られる観望の習俗について、これを国土の占有を強化するための儀礼、いわゆる「国見」であったとする桐本東太の指摘に注目したい（桐本東太二〇〇四）。これを参考にすれば、ここで穆王が春山に登り「觀」を行ったのは、周の先王から伝え聞いてきた春山の沢や、大王亶父が璧臣長綽を封じた春山の西（後段［四］注(10)参照）などの地域への観念的・呪的な影響力を示すという意味を持っていたことになろう。

（川村　潮）

［四］

原　文

8　壬申、天子西征。

9　甲戌、至于赤烏之人(1)丌、獻酒千斛于天子(2)、食馬九百、羊・牛三千、穄麥百載(3)〔穄、似黍而不黏〕。天子使鄒

父受之。(4)曰、赤烏氏先、出自周宗(5)〔與周同始祖〕。大王亶父〔即古公、亶父、字也〕之始作西土(6)〔言作興於岐山之下。今邑在扶風美陽、是也〕、封其元子呉太伯于東呉(7)〔太伯讓國入呉、因即封之于呉〕、詔以金刃之刑(8)〔南金精利。故語其刑法也〕、賄用周室之璧(9)〔賄、贈賄也〕。封丌璧臣長綽于春山之虯(10)、妻以元女、詔以玉石之刑〔昆侖山出美玉石處。故以語之〕、以爲周室主(11)。天子乃賜赤烏之人□丌墨乘四(12)〔周禮、大夫乘墨車〕、黄金四十鎰(13)〔二十兩爲鎰〕、貝帶五十、朱三百裹(14)。丌乃膜拜而受〔裹、音罪過之過。丌、名、赤烏人名也〕。曰、□山(15)、是唯天下之良山也。琁玉之所在、嘉穀生之、草木碩美。天子於是取嘉禾以歸(16)、樹于中國(17)〔漢武帝、取外國香草美菜、種之中國〕。曰天子五日休于□山之下、乃奏廣樂。赤烏之人丌好獻二女于天子(18)〔所以結恩好也〕、女聽・女列以爲嬖人(19)〔一名聽。名失一女名下文〕。曰、赤烏氏、美人之地也、琁玉之所在也。

訓　読

8　壬申、天子西のかた征(ゆ)く。

9　甲戌、赤烏に至る。【赤烏の】人丌(き)、酒千斛を天子に獻じ、食馬九百、羊・牛三千、穅麥(さいばく)百載もてす〔穅は黍に似て黏(ねば)らず〕。天子鄒父(さいほ)をして之を受けしむ。曰く、「赤烏氏の先は周の宗より出づ〔周と始祖を同じくす〕。大王亶父(たんぽ)〔即ち古公、亶父は字〕の始めて西土に作(おこ)るや〔岐山の下に作興するを言う。今、邑の扶風美陽に在るは是れなり〕、其の元子呉の太伯を東呉に封じ〔太伯は國を讓りて呉に入り、因りて即ち之を呉に封ず〕、詔(つ)ぐるに金刃の刑を以てし〔南の金は精利。故に其の刑法を語ぐるなり〕、賄(おく)るに周室の璧を用てす〔賄は贈賄なり〕。丌(そ)の璧臣長綽(ちょうしゃく)を春山の虯〈西〉に封じ、妻(めあ)わすに元女を以てし、詔ぐるに玉石の刑を以てす〔昆侖の山は美玉石を出だす處。故に以て之を語ぐ〕。以て周室の主と爲す」と。天子乃ち赤烏の人〖□〗丌(き)に墨乘四〔『周禮』（春官巾車）に「大夫は墨車に乘る」と〕、黄金四十鎰(いつ)〔二十兩もて鎰と爲す〕、貝帶五十、朱三百裹(か)を賜う。丌乃ち膜拜して受く〔裹、音は罪過の過。丌は名、赤烏の人の名なり〕。曰く、「□山は是れ唯れ天下の良山なり。琁玉の在る所、嘉穀之に生じ、草木碩美たり」と。天子是に於いて嘉禾を取りて以て歸り、中國に樹(う)う〔漢の武帝、外國に香草美菜を取り、之を中國に種(う)う〕。曰(ここ)に天子五日□山の下に休み、乃ち廣樂を奏す。赤烏

の人丌、好として二女を天子に獻じ〔恩好を結ぶ所以なり〕、女聽・女列以て嬖人と爲る〔一の名は聽。名は一女の名を下文に失う〕。曰く「赤烏氏は美人の地なり、琁玉の在る所なり」と。

現代語訳

8　壬申⑨、天子は西に向かって行った。

9　甲戌⑪、赤烏の地に到着した。赤烏（という集団）の領袖の丌は酒千斛を天子に献じ、（さらに）食馬九百頭、羊と牛（合わせて）三千頭、穊麥車百台分を献じた。天子は鄒父にこれを受け取らせた。（柏夭は）「赤烏氏の祖先は周の宗室から出ております。大王亶父がはじめて西土（岐山のふもと）に興ると、その長子呉の太伯を東呉に封じ、刑（司法軍事権）を象徴する青銅製の刃を与えることを告げ、周室の璧を贈りました。（また）その寵臣長綽を春山の西に封じ、長女を妻あわせ、刑（を象徴する）玉石（製の鉞）を与えることを告げました。そのようにして（東は太伯を、西は長綽に嫁いだ元女を）周室の祭祀の主宰者とし、（長綽にその地を）統べさせたのです」と言った。天子はそこで赤烏の領袖の丌に漆塗りの墨色の馬車四台、黄金四十鎰、貝帯五十、朱砂三百袋を賜った。丌はそこで膜拝の礼をして受けた。（柏夭は）「□山は天下の良山です。宝玉のある所で、嘉穀もここに生じ、草木も大きく美しいのです」と言った。天子はここで嘉禾を取り（後に）持ち帰って、中国で植えた。ここで天子は五日間、□山の下に休み、そこで広楽を演奏した。赤烏の領袖の丌は二女を天子に献じて好宜を通じ、女聽と女列とが寵姫となった。（柏夭は）「赤烏氏は美人の多い土地で、宝玉のある所であります」と言った。

注釈

（1）洪頤煊は「至于」の下に「赤烏氏」三字を、丁謙・顧実は「赤烏」二字を補うべきとする。王貽樑は先秦時代には文字の右下に重文符号「〓」を付して重文を示すことが多く、後世それは見落とされ易かったという。後段に本句と同じように「辛巳、入于曹奴之人戲……」（2.35.7）とあり、今日見られる戦国～秦漢時代の簡帛資料中の重文符号の豊富な用例を考え合わせると、原簡に「至于赤〓烏〓（赤烏。赤烏）之人丌」、「入于曹〓奴〓（曹奴。曹奴）之人戲」と書かれ

ていた可能性が考えられよう。そこで訓読では「赤烏」二字を補った。

『穆天子伝』に見える周の勢力範囲外にあると思われる集団名はおよそ、①「至于○○」など穆王一行の訪れた先を示すもの（○○が依拠する地域の意味）、②「觴」や貢献など穆王と儀礼の応酬をする人名を伴い「○○之人××」という句で所属を示すもの、③「○○氏之所△」という句で場所や事物の説明で用いられるもの、④「曰」以下で出自などを説明する会話中に用いられるもの、⑤巻四末の「天子大朝于宗周之廟、乃里西土之數」以下で里程を計算する際に見えるもの、の5つに大別することができる（末尾【表一】参照）。表から明らかなように、穆王と儀礼の応酬をする集団には「氏」が付される7例（g「赤烏氏」j「□氏（潛告）」k「剔閻氏」l「鄭韓氏」n「智氏」t「重鼉氏」w「巨蒐氏」）と、「氏」が付されないb「犬戎胡」h「曹奴之人戲」p「鬲余之人命懷」u「西膜之人」v「文山之人歸遺」の5例、欠字のため不明な3例（e「鬲□之人居慮」f「□之人□吾」q「□諸飪」）がある。また「氏」が付された集団のうち、i「容成氏」o「閼氏・胡氏」r「濁緐氏」s「骨飪氏」の4例は場所の説明にのみ見え、x「西夏氏」y「珠余氏」は里程の計算においてのみ見える。

「丌」は『説文』五篇上丌部「丌、下基也」の段注に「字亦作亓。古多用爲今渠之切之其。墨子書其字多作亓、亓與丌同也」、『集韻』平声之韻に「其・丌・亓。……古作丌・亓」とあるように、「其」の古字。西周金文での用例は極めて稀であるが、春秋・戦国時代の金文では数例、郭店楚簡や上博楚簡など戦国楚簡では常用される。

「赤烏」の地望については、現在の甘粛省、アフガニスタン境内、パミール東部などとする諸説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（2）『説文』十四篇上斗部に「斛、十斗也」とあるように一斛は一〇斗。西周代の度量衡制はよく判っていないので、仮に戦国時代の実際の計器に基づく一升200 mℓ前後で計算すると（丘光明一九九二）、一斗一〇升で約2 ℓ、千斛はおよそ二〇〇〇 ℓとなる。穆王に酒を献上する例は6例見えるが（巻二［一］注(6)参照）、本句以外は単位の部分が欠脱しているか、もしくは数量が示されていない。

（3）「穈」について、郭注はキビ（黍）の一種で粘り

気のないものとし、下の「麥」とは別の穀類と解しているようであり、王貽樑は「穄」が北方、西北および東北の一部の地区に分布するという。この単独で「穄」とある場合はクロキビ（*Pennisetum glaucum*）であろう。しかし「穄麥」と熟する語は管見の限り先秦～漢代の文献には『穆天子伝』以外見えず、また後代の史書において「穄」と「麥」などの他の穀類が並記される場合は「土多粟・麥・穄」（『隋書』東夷列伝靺鞨国条）、「有粟・麥及穄」（『魏書』列伝八十八勿吉国条、失韋国条）、「匈奴中亦種黍・穄」（『漢書』匈奴伝「穀稼不孰」顔師古注）などのようにほぼ例外なく「穄」が「麥」の後に並ぶ。そうであれば、本句の「穄」は「麥」と並列関係にあるのではなく、「麥」を修飾する語、すなわち「穄」のような「麥」という意味であり、「穄麥」とは「麥」の一種、中国の西北方に普及している青稞麦（ハダカムギ、*Hordeum vulgare var. nudum*）の可能性が高い。「穄」は本句の他、曹奴の人戯が「穄米百車」（2.3b.9）を、鄭韓の人無鳧が「穄麥三百車」（2.5a.12）を、西膜の人が「穄米千車」（4.2a.4）をそれぞれ穆王へ献上しており、また「爰有樂野、温和、穄麥之所草」（2.5a.5）とあるように鄭韓氏が管轄する地にあるとされる「樂野」の説明にも見える。

（4）穆王が訪れた先の集団からの献上物を受ける時、その集団についての何らかの説明が語られるのは以下の4例あり、本句を含め、これらは柏夭によるものとみなす（巻二［二］注（3）参照）。

①赤烏之人丌獻酒……天子使鄒父受之。曰、赤烏氏先、出自周宗。……。（2.3a.4）

②□之人灊皆觴天子……不受其牢。柏夭曰、□氏、檻□之後也。（2.4b.9）

③智□往天子……乃獻食馬四百、牛・羊三千。曰、智氏□。（3.2b.11）

④騶虞送天子至于長沙之山、□隻。天子使柏夭受之。柏夭曰、重謠氏之先、三苗氏之□處。（4.1b.13）

（5）「周宗」について、郭璞は赤烏氏と周が同一の始祖に出自すると注し、『左伝』襄公二十九年「晉國不恤周宗之闕」の杜注に「周宗、諸姫也」とある。しかし、赤烏氏と周の始祖（后稷？）との関連性を示す史料は管見の限り見当たらない。陳逢衡は「周宗」ではなく、後世の子孫による尊称としての「宗周」を是とし、『爾雅』釈親に「男子、謂姊妹之子爲出」とある

記述や『左伝』荘公二十二年に「陳厲公、蔡出也」とある用例などと、下文に「封𠬜壁臣長綽于春山之虱、妻以元女」とあることから、古公の娘で呉の太伯の姉妹である「元女」が生んだ子が赤烏氏の祖先であると解する。顧実は「周宗」が周室の宗系（本家）を指し、「出自周宗」が女を嫁がせることを指すという。『左伝』襄公二十五年に鄭の子産が陳の由来について「昔虞閼父爲周陶正、以服事我先王。我先王賴其利器用也、其神明之後也、庸以元女姬大配胡公、而封諸陳、以備三恪。則我周之自出、至于今是賴」と述べており、胡公が周の武王の「元女」を娶って封じられた陳を「我周之自出」と表現している。顧説および『左伝』襄公二十五年の陳の事例を踏まえるならば、赤烏氏は姫姓の集団ではなく、周の宗室（の女性）に出自する集団と解するべきであろう。

（6）「大王亶父」は、郭注や王貽榮がいうように周の文王の祖父にあたる古公亶父のことで、『史記』周本紀に「追尊古公爲太王」とあるのによれば、「大（太）王」は古公亶父の死後に追尊された称号である。

「大王亶父之始作西土」とは、郭注や王貽榮がいうように、『史記』周本紀に「〔古公亶父〕乃與私屬遂去豳、度漆・沮、踰梁山、止於岐下。豳人擧國扶老攜弱、盡復歸古公於岐下。及他旁國聞古公仁、亦多歸之。於是古公乃貶戎狄之俗、而營築城郭室屋、而邑別居之。作五官有司」、『詩』大雅緜に「古公亶父、來朝走馬、率西水滸、至于岐下、……乃召司空、乃召司徒、俾立室家、其繩則直、縮版以載、作廟翼翼……」などとある、古公亶父が豳（現陝西省咸陽市旬邑県付近）から岐山のふもとの周原（現陝西省宝鶏市岐山県・扶風県北部境界付近）に遷り、この地に周族の新たな拠点を築いたことをいう。「西土」（注にいう「岐山之下」）について、郭注によれば、晋代、扶風国（現陝西省宝鶏市扶風県）の美陽郡（現陝西省咸陽市楊陵区および武功県西部）に「邑」があったとされるが、これは周原の東南部にあたる。

（7）本句によれば、「大王亶父」がその元子たる呉の太伯を東呉に封じているが、『史記』呉太伯世家によれば、呉太伯は弟仲雍とともに荊蛮に出奔し、句呉を建国したものの（正義によれば、その地望は現江蘇省無錫市付近にあたる）、古公亶父からは分封されず、後の武王の時代になって太伯の弟仲雍の曽孫にあたる周章が呉に追封され、また周章の弟虞仲が「夏虚」

（索隠によれば、封地は現山西省運城市安邑街辦付近にあたる）に封ぜられたとする。楊寛は、本句と『史記』呉太伯世家との相違について、金文では「虞」を「呉」に作ること、太王亶父の時代、周の勢力はまだ薄弱で、周の貴族には江南呉の地まで逃れて国家を建設する力量はなかったことなどから、太伯の封ぜられた東呉は虞（所在は山西省運城市平陸県の北。『穆天子伝』巻六に「己丑、天子南登……乃宿于虞」（6.5b.5）と見える「虞」）で、太王は太伯・虞仲に命じて周族の一部を率いて虞に小国を建立させ、これを殷王朝打倒のための東進の拠点とし、これによって王季の時代に西落鬼戎・余無之戎の征伐（『後漢書』西羌伝李賢注引『竹書紀年』）、文王の時代に黎（耆・飢）・邘の征伐（『史記』周本紀）に成功したのであろうという。そして太伯が江南に呉を建立し、周章がこの呉に封ぜられ、周章の弟虞仲が虞に封ぜられたとする『史記』呉太伯世家の記述は明らかに誤りで、『左伝』僖公五年に「大伯・虞仲、大王之昭也」とあるように、仲雍は虞に封ぜられて虞仲と称し、実際には、江南の呉国は虞の分枝に出自し、後の康王の時代に分封されたのであり、本句で太王が太伯を呉（虞）に封じたとするのは、正確な歴史事実であると主張する。なお、康王期における江南呉国の分封について、氏は別に「宜侯矢所封的宜（今江蘇丹徒、見宜侯矢簋銘文）可能就是呉的始封地」と指摘する（楊寛二〇〇六）。《宜侯矢簋》（集成4320 西周前期）は一九五四年に江蘇省鎮江市丹徒区の煙墩山の西周墓から出土したもので、その銘には「隹四月、辰在丁未、王省武王・成王伐商圖。王立宜宗土(社)、南郷。王令虔侯矢曰、縣、侯于宜。……」とある。一方、王貽樑は、本句と『史記』呉太伯世家に見える呉建立に関する記述は、異なる系統の伝承であるという。伝承ということであれば、本句と『史記』所載の呉建国の話が併存していたと考えても何ら問題はないであろう。

（8）「金刃之刑」について、檀萃は刑法を金刃の上に著したとし、『左伝』昭公六年に「三月、鄭人鑄刑書」とある子産の法鼎のようなものを想定する。一方、陳逢衡は、「刑」は「型」に通じ、「刑法」ではなく「典型」の意とする。顧実も「金刃之刑」と下文の「玉石之刑」の「刑」が「型」に通じ、金刃を鋳造したり玉石器を製造する際の「範型法則」のことと解する。また王貽樑は「玉石之刑」の郭注に「昆侖山出美

玉石處、故以語之」とあることから、盧文弨の校訂に従い、「金刃之刑」の郭注の「故語其刑法」の「其」を「之」として、「南金精利、故語之。刑、法也」と読むべきであろうという。「刑」を如字のままで解するならば、『左伝』宣公十二年に「叛而伐之、服而舎之、德刑成矣。伐叛、刑也。柔服、德也。二者立矣」とあるように「德」と対置され、また隠公九年に「鄭荘公失政・刑矣。政以治民、刑以正邪」と定義されるような「刑」であろうか。小倉芳彦によれば、『左伝』における覇者の条件の一つとされる「德」と「刑」の両立のうち、「正違治煩」「討罪」が「刑」に当たるという（小倉芳彦二〇〇三）。これを援用するならば、本句の「刑」とは太伯および長綽の封建に際して与えられた司法（刑罰）権・軍事権を意味し、具体的にはその象徴としての鉞のようなもの（本句は青銅製の鉞、対句になっている下文の「玉石之刑」は玉鉞）の可能性が考えられようか。

（9）「賄用周室之璧」について、封建に際して璧そのものが贈られた事例は管見の限り文献史料や金文資料には見当たらないようである。ただ玉器という共通点でいえば、『左伝』定公四年に衛の子魚が魯の封建について語る中で「分魯公以大路・大旂・夏后氏之璜・封父之繁弱、殷民六族……」と述べており、ここでは璧を両分した形の玉器「璜」が与えられたようである。また『国語』魯語下に孔子が陳の封建に関連して「故銘其梏曰肅愼之貢矢、以分大姬、配虞胡公而封諸陳。古者分同姓以珍玉、展親也。分異姓以遠方之職貢、使無忘服也」と述べ、同姓諸侯の分封に珍しい玉を与えるのは、その血縁関係を重んじるためであると説明されている。なお穆天子伝における璧の用例については巻一［四］注(4)および巻二［六］注(7)を参照。

（10）「丌璧臣長綽」について、檀萃は「丌」を前文に見える「赤烏之人丌」のこと、「長綽」をその属下の人物と解し、陳逢衡は「璧臣」「綽」をともに人名、赤烏氏の先民で、「綽」を「璧臣」の子と解する。これに対して顧実は「丌璧臣」の「丌」は人名ではなく、代名詞であり、前文の「其元子」が太王の元子をいうように、「丌璧臣」とは太王の璧臣をいうと指摘する。本句を含む一段を見る限り、「赤烏之人」の人名としての「丌」と、代名詞としての「其」とは書き分けられているようにも見えるが、巻四に「戊午、天子東征、顧命柏夭歸于丌邦」（4.35.6）、巻六に「官人□丌職」

(6.2a.4) とあるように、『穆天子伝』において「其」「丌」両字は厳密に書き分けられているとは言い難い。また本句「丌璧臣」の「丌」を人名と解した場合、ここで「春山之虱」に封ぜられ、「大王亶父」の元女を娶ったのは「赤烏之人丌」の臣下ということになり、前文の「赤烏氏先出自周宗」と矛盾する可能性が高い。従ってここでは顧実に従い、「丌璧臣」とは、太王の璧臣と解しておく。

「璧臣」の「璧」について、顧実は孫詒讓『札迻』巻十一に「璧、疑當作嬖。形近而譌」とあるのを引き、上文の「周室之璧」を受けて訛したものであろうと推測する。一方、王貽樑は、璧・嬖両字は同音で通仮するので必ずしも訛字とは限らないという。

「春山之虱」の「虱」は、『正字通』申集中虫部に「蝨、俗省作虱」とあるように「蝨」の俗字であるが、如字のままでは文意が通じない。それゆえ「原」の訛字とする丁謙、「蜀」の壊文で「獨」に読み、『新書』修政語上に「〔堯〕身渉流沙地、封獨山、西見王母」とある「獨山」の別称で、春山の西にあるヒンドゥークシュ山のこととする顧実などの諸説がある。陳逢衡は古文「西」字の誤字とし、王貽樑は「西」字の篆文が「 」に作り、漢印や後人の文鈔に見えることから、「西」の訛字であろうと推測する。陳逢衡・王貽樑のいうように、「虱」を「西」の誤字あるいは訛字と見るのが妥当ではないであろうか。

(11) 「封其元子」から本句「以爲周室主」までは、古公亶父による太伯および長綽の東西への「封」がほぼ対句で述べられている。句型においては「封其元子呉太伯于東呉」と「封丌璧臣長綽于春山之虱〈西〉」、「詔以金刃之刑」と「詔以玉石之刑」、「賄用周室之璧」と「妻以元女」がそれぞれ対になっており、周との関係で言えば「元子」と「元女」が対応関係にある。本句「以爲周室主」は一見「賄用周室之璧」と対になっているかのようであるが、句型からは対応する句がなく、太伯と長綽の「封」両方について述べたものと解することも可能である。

「以爲〇〇主」の「主」について、巻二〔一〕注(3)では「〇〇の祭祀を主宰する者」と解したが、本句にそのまま適用させた場合、長綽が「周室」の祭祀を主宰する身となったことになる。ファルケンハウゼンは《殽伯鼎》(集成2676・2677 西周中期・西周前期)を挙げ、邢姫歸が殽伯に嫁いだ後も、さらには死後にお

いても邢姫自身の祖先に犠牲を供し続けるために、殉伯が邢姫の用いる鼎と簋を制作したと解する（ファルケンハウゼン二〇〇六）。このように、西周時代に女性が嫁ぎ先で実家の祖先祭祀をおこなっていたとすれば、本句で「周室」の祭祀を主宰したのは、長綽に嫁いだ大王亶父の「元女」である可能性が考えられよう。

(12)「𠂤」の上の「□」について、本段落の他の箇所ではみな「赤烏之人𠂤」とあるので、洪頤煊のいうように衍字であろう。

「墨乘」について、陳逢衡は『釈名』釈車に「墨車、漆之正黒、無文飾、大夫所乗也」とあるのを引き、郭注と同じように大夫の乗る車と解する。一方、孫詒讓は赤烏氏が荒服の諸侯であるので、大夫用の墨車を賜与されるはずはないとし、「墨乘」は『周礼』春官巾車に「木路。前樊鵠纓、建大麾、以田、以封蕃國」とあり、鄭注に「木路、不鞔以革、漆之而已」という「木路」で、漆で黒く塗られたために「墨乘」と通称したのであろうといい（『札迻』巻十一）、顧実もそれに従う。『周礼』に見える「木路」は「王之五路」すなわち天子の乗る五種類の車の一つで、田猟に用いる他、蕃国を封じる際に与えられるものとされる。末尾【表二】Bに整理されるように、穆王から賜与物を賜る13の集団の中で、車を賜与されたのは赤烏氏だけであり、このような待遇の違いは、あるいは祖先が「周宗」に出自し、古公亶父によって長綽が春山の西に「封」じられたという赤烏氏の特殊性に因るものであろうか。仮に穆王から下賜された「墨乘」が蕃国を封じる際に与えられる、皮革で覆わず漆を塗っただけの「木路」であったとするならば、赤烏の領袖である𠂤は穆王によって長綽以来の封地を改めて承認されたと解することも可能か。

(13)「鎰」について、小川琢治は、「鎰」字が『孟子』や『国語』『戦国策』『管子』などの書に見えることから戦国時代に行われた黄金の単位の用語とする小嶋祐馬の説を引き、巻一の「天子之珧萬金……」(1.3a.11)や本句を魏国の史官が潤色したものかと疑う。王貽樑は郭注や『史記』平準書の集解引孟康注・『孟子』梁恵王の趙岐注などに見える二十両で一鎰とするものと、『礼記』喪大記の鄭注などに見える二十四両で一鎰とするものの二制があり、黄金をいう場合には二十両制が多く用いられたという。一両約16 gとすると、四十鎰は約12・8 kg。末尾【表二】から明らかなように、

加工品ではない黄金そのものを賜与されているのは赤烏氏だけであり、これもまた上述の「墨乘四」同様、赤烏氏の特殊性に因るものであろうか。

(14) 「朱」について、朱色の布帛とする説（檀萃・顧実）や珠とする説（盧文弨）もあるが、巻三に本句と同じような賜与物として「朱丹〇〇裹」（3.2b.13、3.3a.12、3.3b.1）とあり、小川琢治や于省吾がいうように顔料となる朱砂・丹砂のことであろう。

(15) 「□山」について、檀萃は欠字部分に「春」字を補い、顧実は前注(10)で言及した「獨山」とする。赤烏氏の祖先である長綽が「春山之虱〈西〉」に封じられており、また巻一に「示女春山之琠」とあったことを考え合わせるならば、本句で「天下之良山」「琠玉之所在」と説明される「□山」は「春山」であるかもしれない。

(16) 「嘉禾」は『東観漢記』光武皇帝紀に「是歳嘉禾生、一莖九穂、大於凡禾」、同孝安皇帝紀延光二年条に「九眞言嘉禾生、禾百五十六本、七百六十八穂」とあるように、穂の多く実っためでたい禾とされ、上文にいう「嘉穀」のことであろう。

(17) 「中國」について、直前に「嘉禾を取りて以て歸り」とあることから、周遊中の地域すなわち西方の地に対する「中國（中つ國）」と考えるのが妥当であろう。「中國」という語が指す領域が時代や史料によって異なることについては、小倉芳彦・平勢隆郎・渡邊英幸などの諸氏に多くの議論がある。

(18) 「好獻」は郭注がいうように、穆王（周王室）と好誼を結ぶために献上する意であろう。『穆天子伝』においては、本句と同じように訪れた先の集団から穆王に献上する例（「[巨蒐之人]奴」好獻枝斯之英四十・侮鐳曼鐳・琗佩百隻・琅玕四十・鼈甲十篋。天子使造父受之」（4.3a.6））と、「吉日甲子、天子賓于西王母。乃執白圭・玄璧以見西王母、好獻錦組百純・□組三百純。西王母再拜受之□」（3.1a.7）のように穆王が西王母に対して献上した例との双方向の例が見える。

(19) 赤烏之人丌が穆王に献上した「二女」の名に対する郭注は、洪頤煊が「注有脱譌、不可暁」というようにそのままでは文意が通じ難いが、郭璞は「二女」のうち一人の名が失われ、「女聽」を人名、「列」を動詞として「列以爲嬖人」を一句として解しているようである。しかし鄭傑文や王貽樑が推測するように「女聽」「女列」ともに二女の名とすれば、本句は特に問

題なく通じよう。『山海経』大荒北経「有鍾山者。有女子、衣青衣、名曰赤水女子獻」の郝懿行箋疏に「『穆天子傳』云、赤烏之人丌好獻女子。天子曰、赤烏氏、美人之地也、似與此經義合」とあり、本句との関連性が疑われる。また顧実も『山海経』大荒西経に「有赤國。妻氏」とある「妻氏」をその国の女性は人の妻となるのに適しているために名付けられたとし、また前掲大荒北経の「女子獻」や同海内経の「炎帝之妻、赤水之子、聽訞」がどちらも「赤水」に出自していることから、本句と関連させて赤烏の地が確かに西方の美人の産地であるという。

（森　和）

［五］

原　文

10 己卯、天子北征、趙行□舍(1)〔趙猶超騰。舍三十里〕。
11 庚辰、濟于洋水(2)〔洋水出昆侖山西北隅而東流。洋、音詳〕。
12 辛巳、入于曹奴之人戲觴天子于洋水之上(3)〔戲、國人名也〕、乃獻食馬九百、牛・羊七千、稌米百車(4)。天子使逢固受之(5)〔逢固、周大夫〕。天子乃賜曹奴之人戲□黄金之鹿、白銀之麛(6)〔今、所在地中得玉肫・金狗之類。此皆古者以賂夷狄之奇貨也〕、貝帶四十、朱四百裹。戲乃膜拜而受。
13 壬午、天子北征、東還(7)〔從東頭而還歸〕。
14 甲申、至于黑水(8)〔水亦出昆侖山西北隅而東南流〕。西膜之所謂鴻鷺(9)〔西膜沙漠之鄉。以言外域人名物、與中華不同。春秋、叔弓敗莒師于濆水。穀梁傳曰、狄人爲濆泉失台。號從中國、名從主人之類也〕。於是降雨七日、天子留骨六師之屬(10)〔穆王馬駿而御良。故行輒出從衆前〕。天子乃封長肱于黑水之西河(11)〔即長臂人也。身如中國、臂長三丈。魏時、在赤海中、得此人裾也。長脚人國又在赤海東。皆見山海經〕。是惟鴻鷺之上。以爲周室主(12)。是曰留骨之邦(13)〔因以名之〕。

訓　読

10 己卯、天子北のかた征(ゆ)き、趙(こ)え行くこと……舍〔趙は猶お超騰のごとし。舍は三十里〕。
11 庚辰、洋水(しょう)を濟(わた)る〔洋水は昆侖山の西北隅より出でて東流す。洋、音は詳〕。
12 辛巳、曹奴に入る。【曹奴】の人戲、天子に洋水の上に觴(しょう)し〔戲は國人の名なり〕、乃ち食馬九百、牛・

羊七千、稯の米百車を獻ず。天子、逢固をして之を受けしむ〔逢固は周の大夫〕。天子乃ち曹奴の人戲に、……黄金の鹿、白銀の麕〔今、地中に在りて得る所の玉肫・金狗の類。此れ皆な古は以て夷狄に賂うの奇貨なり〕、貝帶四十、朱四百裹を賜う。戲、乃ち膜拜して受く。

13 壬午、天子北のかた征き、東のかた還る〔東頭よりして還歸す〕。

14 甲申、黑水に至る〔水は亦た昆侖山の西北隅より出でて東南流す〕。西膜の所謂鴻鷺なり〔西膜は沙漠の鄉。以て外域の人の物に名づくるは中華と同じからざるを言う。『春秋』（昭公五年）に「叔弓、莒師を濱水に敗る」と。『穀梁傳』（昭公五年）に曰く、「狄人は濱泉を失台と爲す。號は中國に從い、名は主人に從う」の類なり〕。是に於いて降雨すること七日、天子、六師の屬を留骨〈胥〉す〔穆王の馬は駿にして御は良し。故に行けば輒ち從いし衆の前に出づ〕。天子乃ち長肱を黑水の西河に封ず〔即ち長臂の人なり。身は中國の如くして、臂は長さ三丈。魏の時、赤海の中に在り、此の人の裾を得るなり。長脚人の國も又た赤海の東に在り。皆な『山海經』に見ゆ〕。是れ惟れ鴻鷺の上なり。以て周室の主と爲す。是れを留骨〈胥〉の邦と曰う〔因りて以て之に名づく〕。

現代語訳

10 己卯⑯、天子は北に向かって進み、……舍を飛び越え（るように駆け）て行った。

11 庚辰⑰、洋水を渡った。

12 辛巳⑱、曹奴の地に入った。曹奴（という集団）の領袖の戲は天子を洋水のほとりで觴の儀礼でもてなし、食馬九百頭、牛と羊（合わせて）七千頭、脱穀した稯麦車百台分を献じた。天子は逢固にこれを受けとらせた。天子はそこで曹奴の領袖の戲に、……黄金の鹿、白銀の麕、貝帶四十、朱砂四百袋を賜った。戲はそこで膜拜の礼をして受けた。

13 壬午⑲、天子は北に向かって進み、東に向かって進路を変えた。

14 甲申㉑、黑水に到着した。西方で言うところの鴻鷺である。ここで七日間雨が降り、天子は六師の属（が追いつくの）を待った。天子は（ここで）長肱を黑水の西河に封じた。ここそが鴻鷺のほとりである。そして（長肱を）周室の祭祀の主宰者とし、

（その地を）統べさせた。（そのため）ここを留宿の邦と言った。

注　釈

（1）「趙行」について、郭璞は「趙猶超騰。舍三十里」と注し、丁謙・王天海も「趙」は「超」に通じるとする。一方、『説文』二篇上走部に「趙、趁趙也」とあり、「趙」には遅いという意味がある。『穆天子伝』には「趙行」のほか、行くさまを形容する語として、「騖行」（1.2a.7）、「翔行」（4.2b.10、4.4a.5）が見られ、いずれも駆けて行くという意味で用いられている。これを考慮すれば、「趙」は郭璞が指摘するように「超騰」の意で、「趙行」とは飛び越えるように駆けて行くさまを表しているのではなかろうか。

「□舍」について、郭注は「舍」を単位と解するが、鄭傑文は欠字部分には「莫」が入るのではないかと推測し、『穆天子伝』の「舍」がいずれも「止息」（とどまりやすむ）の意であることから、郭注を誤りとする。『穆天子伝』において、「舍」は多くの場合、「止息」の意で用いられているが、「帝曰穆滿、示女春山之珧、詔女昆侖□舍四、平泉七十」（1.3a.3）、「喪主伊扈哭出造舍」（6.2b.7）のように宿舎の意と思われる用例や、「曰喪三舍至于哀次、五舍至于重璧之臺」（6.3b.8）、「甲寅、殤祀大哭而行喪五舍于大次曰喪三日于大次」（6.4a.11）のように単位を表す用例もあり、必ずしも「止息」の意味だけではない。欠字があるため、郭注・鄭傑文の説のいずれが正しいかは確定しがたいが、ここではひとまず郭注に従うこととする。

（2）「洋水」の所在については、甘粛省や新疆ウイグル自治区を流れる川とする説やインダス川とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

（3）洪頤煊は「入于」の下に「曹奴氏」の三字を脱すとし、顧実・王貽榮は重文とする。ここでは「曹奴」の二字を補う（巻二［四］注（1）参照）。

「入于曹奴之人戲」について、顧実は「曹奴」を匈奴のこととする「今人」の説に対して、地望が一致しないと否定しているが、「曹奴」の名称に匈奴と同様「奴」字が用いられていることは注目してよいであろう。また、『穆天子伝』では「至于赤烏之人丌」（2.2b.13）、「至于剌閭氏」（2.4b.12）、「至于鄅韓氏」（2.5a.4）のように、「至于」（もしくは「至」）という表現が多く用いられているが、「入于」という表現は本句

以外に、「入于宗周」(4.4a.7)、「入于南鄭」(4.5a.4、5.5b.3、6.5b.6)、「入于邠」(5.3a.2)と5例のみである。その5例がいずれも周の勢力範囲内の地に対して用いられている点は注目できるが、本句の「入于」の対象は「曹奴」の地であり、周の勢力範囲内とは考えがたい。『説文』五篇下入部「入、内也」の段注に「自外而中也」とあるように、「入」には内部に入る意味があり、これをふまえれば、すでに「曹奴」の勢力範囲に入った状態を指す可能性が考えられよう。あるいは、「曹奴」の名称に「奴」字が用いられていることや周の勢力範囲にしか用いられない「入」字が用いられているということは、「曹奴」が他の西方諸集団と異なり周との間に特殊な関係性が存在したことを表すものであろうか。

「戲」について、郭璞は「戲、國人名也」と注するが、鄭傑文は曹奴の首領の名ではないかと推測している。『穆天子伝』では「○○之人△△」といった表現がしばしば見られるが、これらは、西方の集団名及びその領袖の名を記す用法であった可能性が考えられることから(末尾【表一】参照)、ここでもひとまず曹奴の領袖の名と解しておく。

「曹奴」の地望については、現在のカシミール、新疆ウイグル自治区(カシュガル)、パミール高原、キルギスタンなどとする諸説がある(殷周史研究会二〇〇六)。

(4)「穅米」とは、巻二[四]注(3)で述べた「穅」(「穅麥」)を脱穀したものと考えられる。

(5)「逢固」については、巻一[五]注(2)参照。

(6)「黄金之鹿」「白銀之麕」について、郭注は夷狄に贈る奇貨と解し、顧実は「西方之俗」に基づいて特別に製作して賜与したものとする。『穆天子伝』において、動物を模したものが賜与された事例は他に巻四に「丁酉、天子升于采石之山。於是取采石焉。天子使重鞾之民鑄以成器于黑水之上。器服物佩好無疆。曰天子一月休。秋癸亥、天子觴重鞾之人髹鼠、乃賜之黄金之嬰二九、銀烏一隻、貝帶五十、朱七百裹、筒箭、桂・薑百嵩、絲緘・雕官。髹鼠乃膜拝而受」(4.11b.9)とあり、重鞾氏に賜与された「銀烏」が見えるのみである(末尾【表二】B参照)。重鞾氏については、「采石」を取り、「重鞾之民」にその「采石」から「器」を作らせたことに対する見返りであった可能性があるが、曹奴についてはそうした記述は見当たらない。こうし

た待遇は、本段注(3)で指摘した「入于曹奴之人戯」の表現と同様、曹奴の特殊性を示すものであるかもしれない。なお、「白銀之麕」はもと欠字であったが、洪頤煊が『芸文類聚』巻九十五・『太平御覧』巻九〇五に従い補ったものである。

(7)「東還」について、郭璞は「従東頭而還歸」と注し、東のほうから引き返すと考えているようだが、丁謙は「還」は「旋」と同義であり、東に向きを変えることを指すとし、鄭傑文も東に向かって進むと解している。『穆天子伝』には「《方位》＋還」の事例は本句以外に、①「辛卯、天子北征、東還、乃循黑水」(2.4a.7)、②「乙酉、天子南征、東還。己丑、至于獻水」(3.3a.2)、③「癸未、至于蘇谷。骨飢氏之所衣被。乃遂南征、東還。丙戌、至于長洟。重鰡氏之西疆。丁亥、天子升于長洟。乃遂東征。庚寅至于重鰡氏、黑水之阿」(4.1a.6)、④「丙寅、天子東征、南還」(4.2a.3)、⑤「癸丑、天子東征、柏夭送天子至于鄒人。鄒柏絮觴天子于澡澤之上、剛多之泂、河水之所南還」(4.3b.3)、⑥「戊午、天子東征、顧命柏夭歸于丌邦。天子曰河宗正也。柏夭再拝稽首。天子南還、升于長松之隥」(4.3b.7)、⑦「自春山以西至于赤烏氏。春山三百里東北還、至于羣玉之山」(4.3b.5)、⑧「辛未、天子北還、釣于漸澤、食魚于桑野」(5.1b.11)と8例見え、なかでも③は、「長洟」や「重鰡氏」の具体的な地望は不明だが、「東還」した結果、「西疆」すなわち西側の境界に到達したと解することができ、東に向かって進んでいたと考えられる。これをふまえれば、丁謙が指摘するように「東還」とは東に進路を変えることを指すと思われる。なお、巻四に「春山三百里東北還、至于羣玉之山、截春山以北」(4.4b.5)とあるように、春山に阻まれて北に進路を変えている事例を考慮すれば、ここでも山川等に阻まれて進路を変えた可能性があろう。

(8)「黑水」については、甘粛省から内モンゴル自治区にかけて流れる黒河とする説や新疆ウイグル自治区を流れるヤルカンド河とする説などがある（殷周史研究会二〇〇六）。

(9)「西膜」について、劉師培・丁謙は、これを『漢書』西域伝に見える「塞種」のこととし、「西膜」とはセム語族のセムの音訳で、当時パミール高原以西にはこの種族が広範に分布していたと指摘する。顧実は巻四に「西膜之人」とあることから、「西膜」を国名と解し、劉師培・丁謙らがこれをセムの音訳とするの

は誤りで、「西膜沙漠之郷」という郭注が正しいとする。これらに対し、趙儷生は隋唐代の類書が西域に言及する場合、「西胡」「西極」などと記していることから、『穆天子伝』の「西膜」も、この「西極」「西胡」「西域」などと同義の言葉ではないかと指摘する（趙儷生一九七九）。王貽樑も『穆天子伝』の「西膜」が比較的広範囲に分布し、特定の地名・国名とは考えがたいことから、趙儷生の説に従い、「西膜」を西域の意に解する。『穆天子伝』において「西膜」は、①「西膜之所謂鴻鷺」（2.4a.1）、②「西膜之所謂□」（2.4b.2）、③「西膜之所茂苑」（2.5b.9）、④「西膜之所謂木禾」（4.1a.9）、⑤「西膜之所謂□」（4.2a.3）、⑥「西膜之人」（4.2a.4）と6例ある。このうち⑥以外の5例はみな「西膜で言うところの……」の意に解され、このような用法は『穆天子伝』中に見える他の西方の集団名では見られない。これを考慮すれば、王貽樑が指摘するように、「西膜」は特定の地名・国名とは考えがたい。ここでは、趙儷生や王貽樑の説を参考に、西方の意と解しておく。

「鴻鷺」の名称について、顧実は「鴻鳥鷺鳥之産地」であることに由来するとし、小川琢治はトルコ語の kara（黒）に由来するとしている。いずれにおいても「鴻鷺」を前出の「黒水」のこととする。

(10) 「留骨」について、洪頤煊は後漢の『韓勅碑』（『魯相韓勅造孔廟礼器碑』）が「胥」を「骨」に作ること、及び劉九華が『越絶書』外伝記呉地伝の「胥母」を『文選』巻三十四枚叔「七発」八首では「骨母」に作ると指摘していることから、「骨」字は「胥」の誤りであろうとし、「胥」には待つの意があるとする。檀萃・顧実もまた「骨」を「胥」とし、王貽樑も直前に「降雨七日」とあることや郭注を参考に、「骨」字は「胥」の誤りであり、漢代以降、「胥」には異体字が多く、いずれも「骨」字に近いと指摘する。一方、陳逢衡は西征中に死んだ「軍士」をこの地で埋骨したことを指すとし、「骨」のままでよいとする。『穆天子伝』には「己亥、天子東歸、六師□起。庚子至于□之山、而休以待六師之人」（3.2b.6）、「曰天子五日休於澡澤之上、以待六師之人」（4.3b.4）と、穆王が「六師」を待つ記事があり、これと郭注とを考え合わせれば、穆王は「六師之人」「六師之屬」よりかなり先に進んでいたと考えられる。ただし、これらはいずれも「待」という字が使われており、何故本句でのみ「胥」とい

う字が使われたのかという疑問は残るが、ここではひとまず洪頤煊らに従うこととする。

（11）「長肱」について、郭璞は『山海経』海外南経に見える長臂国の人と解するが、丁謙は郭注を誤りとして、当地の酋長の名とする。顧実は『山海経』大荒南経に「有張弘之國、在海上捕魚」、海外南経に「長臂國捕魚水中」と見える「張弘之國」「長臂國」と本句の「長肱」とを同一国とし、下文に「爲周室主」とあることから、「長肱」も赤烏氏の長綽と同様、周王室と通婚関係にあったと推測する。一方、王貽樑は下文に「爲周室主」とあることから、長肱は周室と同姓の穆王の臣下、或いは前段［四］に見える「赤烏長季（ママ）綽」（長綽）の後裔（王貽樑は姫姓とする）であろうと指摘する。少なくとも「長肱」は、文脈から個人名と考えられ、これを他の文献に見える特定の集団名とする説には従いがたい。また『穆天子伝』において、西方諸集団の名は「《集団名》＋氏」、その領袖は「《集団名》＋個人名」「《集団名》之人＋個人名」と表記されることが多く（末尾【表一】参照）、「長肱」はこれらとその用法を大きく異にする。さらに、西方諸集団の多くは、穆王に「觴」し、酒や動植物を献じ、これによって、穆王から賞賜され、これを「膜拝」して受けているが、「長肱」についてはそういった記述が一切見られず、穆王からただ「封」ぜられているだけであり、この点においても他の西方諸集団とは状況が明らかに異なっていることがわかる。これらから考えるに、「長肱」とは周王朝側の人物と見るべきであろう。穆王が「黑水之西河」に「封」じたことについては、『山海経』海内経に「西南黑水之間、有都廣之野、后稷葬焉」とあるように、黒水のほとりに周族の始祖后稷が埋葬されたと伝えられている場所があったとされており、この地が周王朝と関係の深い場所であった可能性が考えられる。

「黑水之西河」について、翟云升・丁謙は「河」を「阿」の誤りとするが、顧実は黄河の西河地方のように一定の地域を指す名称として、改める必要はないとする。ここではひとまず顧実に従う。その所在については、新疆ウイグル自治区の地名とする説と新疆ウイグル自治区を流れる川とする説とがある（殷周史研究会二〇〇六）。

（12）「以爲周室主」については、巻二［一］注（3）及び［四］注（11）を参考に、穆王が「長肱」を「黑水之

西河」に「封」じて、これを「周室」の祭祀の主宰者とし、その地を統べさせたことを述べたものと解しておく。ここで「長肱」を「周室主」とした理由については、「長肱」が周王室と通婚関係にあるとする説（顧実）や周室と同姓の穆王の臣下とする説（王貽梁）などがあるが、不明（本段注(11)参照）。

(13) 「是曰留骨之邦」について、郭璞は「因以名之」と注し、上文の「天子留骨六師之屬」に因んで命名されたと解す。また、本段注(10)で触れた上文の「留骨」を「留胥」に変えた諸氏も本句の「留骨之邦」を「留胥之邦」に改めている。一方、小川琢治は前文の「天子留骨六師之屬」の「留骨」を「留胥」の誤りとするが、本句の「留骨」については巻五に見える「留昆歸玉百枝」(5.1a.6)の「留昆」のことであり、「骨」は「昆」の異字で、「骨」のままでよいとする。『穆天子伝』では「是曰」という表現が19例あるが（本段【表】参照）、②「樂池」、③「竹林」、④「虎牢」などは明らかに穆王の行為に因んで命名されている。これをふまえれば、郭璞が注するように、「留骨之邦」も穆王が「天子留骨六師之屬」という行為に因んで命名した名称であると考えられる。本訳注では上文の「留骨」を「留胥」とする説に従ったので、本句も「留胥之邦」と改めておく。

【表】「是曰」（19例）

①於是降雨七日、天子留骨六師之屬。……是曰留骨之邦（本句、2.4a.7）

②天子休于玄池之上、乃奏廣樂三日而終。是曰樂池。(2.5b.5)

③天子乃樹之竹。是曰竹林。(2.5b.6)

④天子將至七萃之士、曰高奔戎、請生搏虎、必全之。乃生搏虎而獻之天子。天子命爲柙而畜之東虢、是曰虎牢。(5.3b.1)

⑤於是白鹿一遝棄、逸出走。……天子丘之、是曰五鹿。(6.1a.10)

⑥官人之□、是丘□其皮、是曰□皮□。(6.1a.11)

⑦其脯是曰□脯。(6.1a.11)

⑧天子飲于漯水之上、官人膳鹿獻之。天子美之、是曰甘。(6.1a.13)

⑨癸酉、天子南祭、白鹿于漯□。乃西飲于草中、大奏廣樂、是曰樂人。(6.1b.2)

⑩甲戌、天子西北□姬姓也。盛柏之子也。天子賜之上姬之長。是曰盛門。(6.1b.5)

⑪天子乃爲之臺、是曰重璧之臺。(6.1b.6)

⑫盛姬求飲。天子命人取漿而給。是曰壺轜。(6.1b.9)

⑬天子西至于重璧之臺、盛姬告病□、天子哀之。是曰哀次。（6.1b.11）

⑭天子乃周姑繇之水、以闔喪車。是曰闔車。（6.3b.10）

⑮爲盛姬諡曰哀淑人。天子名之、是曰哀淑之丘。（6.4b.8）

⑯乙丑、天子東征舍于五鹿、叔姬思哭。是曰女姬之丘。（6.4b.10）

⑰丁卯、天子東征釣于漯水。以祭淑人、是曰祭丘。（6.4b.12）

⑱己巳、天子東征、食馬于漯水之上。乃鼓之棘。是曰馬主。（6.4b.13）

⑲庚辰、舍于茅尺。於是禫祀、除喪始樂、素服而歸。是曰素氏。（6.5a.8）

（吉田章人）

〔六〕

原　文

15　辛卯、天子北征、東還、乃循黑水。

16　癸巳、至于羣玉之山(1)〔即山海經玉山、西王母所居者〕。容成氏之所守(2)。曰、羣玉田山□知(3)、阿平無險〔言邊無險阻也〕、四徹中繩(4)〔言皆平直〕、先王之所謂冊府(5)〔言往古帝王以爲藏書冊之府。所謂藏之名山者也〕。寡草木而無鳥獸〔言純玉石也〕。爰有□木、西膜之所謂□。天子於是攻其玉石、取玉版三乘(6)、玉器・服物(7)〔環・珮之屬〕、載玉萬隻(8)〔雙玉爲穀、半穀爲隻。見左氏傳〕。

17　天子四日休羣玉之山〔休、遊息也〕、乃命邢侯待攻玉者(9)〔留待之也。邢、今廣平襄國縣〕。

孟秋丁酉、天子北征。□之人潛岩(10)〔潛岩、名也〕、觴天子于羽陵之上(11)、乃獻良馬・牛・羊。天子以其邦之攻玉石也、不受其牢(12)〔重愼費其牢牲禮也〕。柏夭曰、□氏、檻□之後也(13)。天子乃賜之黃金之黽三六(14)〔即孟也。徐州謂之黽〕、朱三百裹。潛岩乃膜拜而受。

訓　読

15　辛卯、天子北のかた征き、東のかた還り、乃ち黒水に循う。

16　癸巳、羣玉の山に至る〔即ち『山海經』（西山經）の玉山、西王母の居する所の者なり〕。容成氏の守る所。曰く、「羣玉田〈之〉山……知、阿は平らかにして險無く〔邊に險阻無きを言うなり〕、四徹すること中繩たり〔皆な平直なるを言う〕、先王の所謂冊府なり〔往古の帝王の以て書冊を藏するの府と爲すを言う。所謂之を名山に藏する者なり〕。草木寡くなくして、鳥獸無し〔純ら玉石のみあるを言うなり〕。爰に……木有り、

西膜の所謂……」と。天子是に於いて其の玉石を攻めしめ、玉版三乘、玉器・服物を取り〔環・珮の屬なり〕、玉萬隻を載す〔雙玉を穀と爲し、半穀を隻と爲す。『左氏傳』に見ゆ〕。天子、四日羣玉の山に休み〔休は遊息なり〕、乃ち邢侯に命じて玉を攻むる者を待たしむ〔留まりて之を待つなり。邢は今の廣平襄國縣なり〕。

17 孟秋丁酉、天子北のかた征く。……の人潛岑〔潛岑は名なり〕、天子に羽陵の上に觴し、乃ち良馬・牛・羊を獻ず。天子、其の邦の玉石を攻むるを以て、其の牢を受けず〔其の牢牲を費やすの禮を重愼するなり〕。柏夭曰く、「……氏は檻……の後なり」と。天子乃ち之に黄金の嬰三六〔即ち盂なり。徐州は之を嬰と謂う〕、朱三百裹を賜う。潛岑乃ち膜拜して受く。

現代語訳

15 辛卯㉘、天子は北に向かって行き、東に向かって進路を変え、そして黒水に沿って進んだ。

16 癸巳㉚、群玉の山に到着した。ここは容成氏の守る所である。（柏夭は）「群玉の山……知、山腹は平坦で険しい凹凸も無く、四方の麓へ真っ直ぐにのびており、先王たちの言っていた〝冊府〟であります。草木は少なく、鳥獣もおりません。ここには……木があり、西方で言うところの……」と言った。天子はここで玉石を加工させ、（その結果として、書写材とする）玉版を車三台分、（圭・璧などの）玉器と（佩玉などの）服飾品を得て、玉一万隻を（車に）積み込むこととなった。天子は四日間群玉の山で休み、そこで邢侯に命じて玉を加工する者（が仕事を終えるの）を待たせた。

17 孟秋丁酉㉞、天子は北に向かって行った。……の領袖の潛岑は、天子を羽陵の上で觴の儀礼でもてなし、良馬と牛と羊を献じた。天子はこの邦が玉石を加工してくれたことを理由に、その牢（献じられた良馬と牛と羊）を受け取らなかった。柏夭は「……氏は檻……の後裔です」と言った。天子はそこで、これに黄金の嬰十八、朱砂三百袋を賜った。潛岑は膜拝の礼をして受けた。

注釈

（1）「羣玉之山」についての郭注は『山海経』西山経の「玉山、是西王母所居也」という記述に基づくもの

と思われる。郭璞は同大荒西経の注で「西王母雖以昆侖之宮、亦自有離宮・別窟・遊息之處、不專住一山也」としており、「羣玉之山」も西王母の居所の一つであると見ているようである。ただし、『穆天子伝』において西王母が登場するのは巻三の冒頭で、その場所は巻二末尾に見える「西王母之邦」（2.5b.12）であり、これは巻四に「自羣玉之山以西至于西王母之邦三千里」（4.4b.6）とあるように、「羣玉之山」の西方三千里の地である。「羣玉之山」の地望については、中国西境のパミール高原や新疆ウイグル自治区莎車県西南の密爾岱山などに比定する説、甘粛省酒泉市付近の嘉峪山や祁連山脈の一山、河西回廊をはさんで北側の合黎山・龍首山などに比定する説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（2）「容成氏」は、もと「容□氏」に作っていたものを洪頤煊が『太平御覧』巻六一八に引く『穆天子伝』の記述によって改めたものであり、ひとまずこれにしたがう。「容成氏」は、『荘子』胠篋篇に「子獨不知至德之世乎。昔者容成氏・大庭氏・伯皇氏・中央氏・栗陸氏・驪畜氏・軒轅氏・赫胥氏・尊盧氏・祝融氏・伏犧氏・神農氏。當是時也、民結繩而用之、甘其食、美其服、樂其俗、安其居。鄰國相望、雞狗之音相聞、民至老死而不相往來。若此之時、則至治已」とあり、古の帝王の一とされている。また、上海博物館蔵戦国楚竹書に『容成氏』（原字は「訟城氏」に作る）という原題を有する篇がある。その名は第五十三簡背面の篇題に見えるだけで、本文の現存する部分にはないものの、冒頭の古の帝王を列挙する部分が、前引『荘子』胠篋篇の文に似ており、脱落した篇首部分にも「容成氏（訟城氏）」の文字があったと考えられている（上海博物館二〇〇二）。このほか、『呂氏春秋』審分覧勿躬、『淮南子』本経訓・脩務訓、『列子』湯問篇、『列仙伝』巻上容成公、馬王堆漢墓帛書『十問』（馬王堆帛書一九八五）などには、暦法の創造者や仙人として「容成氏」「容成」「容成子」「容成公」の名が見える。

「所守」について、同様の表現が巻四に「爰有采石之山、重䠶氏之所守」（4.1a.11）とある。「重䠶氏」はその下文に「天子命重䠶氏共食天子之屬」（4.1b.2）とあるように、穆王が訪れた時点で「采石之山」を守っていた人々と考えられることから、ここの「容成氏」も過去の存在ではなく、この時点で「羣玉之山」を守っている人々を指し、下文の「□之人（灊岩）」

「□氏（檻□之後也）」がこれにあたる可能性が考えられよう（本段注(10)(13)参照）。顧実は上古の帝王の末裔が周代に至ってもなお西方にあったものと解しているが、『穆天子伝』における「容成氏」と、他の文献に見える「容成氏」に、いかなる関連があるかは明確にしがたい。なお、銭伯泉は、「容成」とは「葉爾羌」「也里虔」などと表記される新疆ウイグル自治区の莎車県、葉城県付近の地域名、あるいは河川名である「ヤルカンド」の音訳ではないかとしている（銭伯泉一九八二）。

（3）ここの「曰」以下「西膜之所謂□」までは、柏夭の発言と見ておく（巻二［二］注(3)参照）。

「羣玉田山□知」について、陳逢衡は「田」は「之」の誤り、「□知」は衍字とする。本段上文、下文、及び巻四の2例（4.4b.5、4.4b.6）の計4例は、全て「羣玉之山」に作ることから、ひとまず「田」は「之」の誤りと見ておく。

（4）「阿」は山の側面をいい（巻一［一］注(7)参照）、ここでは山腹と解す。「徹」は、『左伝』昭公二年「徹命於執事」の杜注に「徹、達也」とあるように、「達」に通じる。「中繩」とは、『荀子』勧学篇に「木直中繩」とあるように、ピンと張った墨縄に中（あた）る、すなわち真っ直ぐなさまをいう。これらのことから、「阿平無險、四徹中繩」とは、山腹が平坦で険しい凹凸も無く、四方の麓まで真っ直ぐにのびているさまをいうのであろう。

（5）「先王」について、郭璞はこれを「往古帝王」と見ているようだが、『穆天子伝』における「先王」は穆王より前の周王を指すものと解され、「先王之所謂」とは「先代の周王たちの伝えるところの」という意味の表現であろう（巻二［三］注(6)参照）。

「冊」はもと「策」に作っていたものを、洪頤煊が『文選』巻二十六謝玄暉「郡内高齋閑坐答呂法曹」の注に引くところによって改めたものである。「冊」「策」は通用し、いずれも書冊の意であり、「府」は『説文』九篇下广部に「文書藏也」とあることから、「冊府」とは、文書・書冊の保管庫と解しうる。これについて、王貽樑は戦国時代の人の想像の産物であるとする。時代は下るが、『史記』太史公自序に「凡百三十篇、五十二萬六千五百字、爲太史公書。序略、以拾遺補藝、成一家之言、厥協六經異傳、整齊百家雜語、藏之名山、副在京師、俟後世聖人君子」とあるように、

司馬遷は『史記』の原本を名山に収蔵しており、後世に残したい重要な文書を山岳に保存するという発想が存在したようである。

（6）「玉版」について、「版」字は洪頤煊が『山海経』西山経注に引くところにより補ったもの。『史記』太史公自序に「周道廃、秦撥去古文、焚滅詩書。故明堂石室金匱玉版圖籍散亂」とあり、その集解に「如淳曰、刻玉版以爲文字」とあるように、「玉版」とは書写材として加工された玉を指すのであろう。一九六五年に山西省侯馬市から出土した、春秋時代晩期のものとされる侯馬盟書は、20～30㎝ほどの細長い玉製の器物に書かれており（山西省文物工作委員会二〇〇六）、玉が実際に書写材として用いられたことがわかる。王天海も指摘するように、こうした書写材の産地であることも、「羣玉之山」が「冊府」とされた理由であろうか。「三乘」は車三台分と解す。

（7）玉製の器物にさまざまな種類があることは、出土遺物から見ても明らかである。「玉器」について、『周礼』春官典瑞に「典瑞掌玉瑞・玉器之藏」とあり、鄭注は「人執以見曰瑞、禮神曰器」として、玉製の器物のうち、会見にあたって持参するものが「玉瑞」、神に対する祭礼に用いるものが「玉器」であると見る。しかし、賈疏は『儀礼』聘礼の記に「凡此四器者、唯其所寶、以聘可也」とあることなどから、「人執亦名器」、すなわち、会見に持参するものも「玉器」という場合があるとしている。『儀礼』の鄭注は、この「四器」について「謂圭・璋・璧・琮」とする。林巳奈夫によれば、圭・璋・璧・琮はいずれも、神を祭るものとしても、会見に持参するものとしても用いられ、例えば、同じ「圭」の名がつく器物であっても、形や大きさ、用いられた時代によって用途が分かれるという（林巳奈夫一九九一）。『穆天子伝』では、巻一に「天子授河宗璧。河宗柏夭受璧、西向沉璧于河」（1.2 b.10）とあり、河水（あるいはその神としての河伯）を祭るのに璧を用い、巻三に「天子賓于西王母、乃執白圭・玄璧以見西王母」（3.1a.6）とあり、西王母との会見で圭や璧を用いている。これらのことから、本句の「玉器」は、用途としては広義に解し、形状としては圭や璧などの類を指すものと見ておく。

一方の「服物」は、『呂氏春秋』孟春紀孟春に「服青玉」とあり、高誘注に「服、佩也」とあることから、郭注に「環・瑔之屬」という通り、玉環や佩玉などの

直接身につける服飾品の汎称であろう。林によると、こうした服飾品であっても、形状に応じた象徴的・呪術的な意味を持っていたという（林一九九一）。

なお、巻四に「丁酉、天子升于采石之山。於是取采石焉。天子使重鼇之民鑄以成器于黑水之上。器・服物・佩好無疆」（4.1b.3）とあり、こちらでは「采石」を用いて本句と同様の器物を作製させている。

（8）「萬隻」とは採取した玉の数量と見られる。「隻」の用例は他に、「白玉□隻」（2.1b.10）、「佩玉一隻」（3.3a.9）、「銀烏一隻」（4.1b.9）、「玼佩百隻」（4.3a.7）、「佩玉一隻」（4.3b.1）などがあり、主に玉を数える単位として用いられている。郭注に「雙玉爲穀、半穀爲隻。見左氏傳」とあるが、これは『左伝』の本文ではなく、荘公十八年「皆賜玉五穀」の杜注に「雙玉爲穀。穀音角、字又作珏」などとあるのによるものと思われる。これによれば、二つ一組にしたものは「穀」というようである（巻二［二］注（8）参照）。

（9）「邢侯」は西征に随行している「諸侯」（2.5a.9、3.2a.10）の一人と考えられる。また、西征中のことではないが、巻六に「邢侯・曹侯來弔」（6.3b.11）とあり、盛姫が亡くなった際、弔問のために穆王のもとに参じている。邢国は『左伝』僖公二十四年に「昔周公弔二叔之不咸、故封建親戚以蕃屏周。……凡・蔣・邢・茅・胙・祭、周公之胤也」とあるのによれば、成王期に周公の子が封ぜられたものと考えられる。その所在について、文献では二つの説がある。一つは郭注にある「廣平襄國縣」とする説で、『晋書』地理志に「廣平郡……襄國、故邢侯國都」とあり、現在の河北省邢台市にあたる。もう一つは、『続漢書』郡国志に「平寧有邢丘、故邢國、周公子所封」とある「邢丘」とする説で、現在の河南省焦作市温県の東にあたる。西周期の邢国の痕跡を含むと目される遺跡として、河北省邢台市に葛家荘遺跡（邢台市橋西区南大郭郷葛家荘村）・南小汪遺跡（邢台市橋西区達活泉街道南小汪村）があり、葛家荘遺跡からは中字形大墓1基、甲字形大墓4基を含む西周墓230基・車馬坑28基が発見されている。このうち5基の大墓について、任亜珊らは、その規模や出土した遺構・遺物の分析から西周期の邢侯の墓地と推定し、河北邢台こそ成王期に邢侯が封ぜられた地であるとする（任亜珊等一九九九）。一方、尹盛平や王輝は、洛陽から出土したとされる《邢侯簋》（集成4241 西周前期）を康王期の作と見て、成王

期における邢国の始封地は畿内の河南邢丘であり、康王期以後に改封されて畿外の河北邢台に遷ったものとする（尹盛平一九九九、王輝二〇〇六）。これに対して陳平は、河南邢丘は封地ではなく、王臣として畿内で執務する邢侯にあたえられた采邑であると見ている（陳平一九九九）。

(10)「□之人潛岩」について、下文の「乃獻良馬・牛・羊。天子以其邦之攻玉石也、不受其牢」という記述に注目するならば、「潛岩」を領袖とするこの「邦」が上文の「攻玉者」を供出し、玉の加工を行ったと解することができるため、この「邦」は「羣玉之山」を含む一帯にあると考えられよう。したがって、欠字部分には「羣玉之山」、あるいは「容成」の字があった可能性がある（本段注(2)(13)参照）。

(11)「羽陵」の所在について、新疆ウイグル自治区英吉沙県、同莎車県、あるいは同冰達坂、鉄格山、海立雅山などに比定する説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

(12)「牢」について、『周礼』天官宰夫に「凡朝覲・會同・賓客、以牢禮之籩」とあり、その鄭注に「牢禮之法、多少之差及其時也。三牲、牛・羊・豕具、爲一牢」とあるように、賓客をもてなすなどの際に動物の肉をふるまうことを「牢禮」という。本句の「其牢」は「潛岩」が献じた「良馬・牛・羊」を指すものと思われるが、「牢」は普通、牛・羊・豕を指し、馬は含まれない。しかし、「牢」とは本来、『説文』二篇上牛部に「閑。養牛馬之圈也」とあるように、牛や馬を畜養する囲いのことであり、ここでは馬を含めて畜養されている動物を指して広く「牢」と言ったものと解しておく（なお、顧実は本句の「良馬」は「食馬」の誤りとする）。『穆天子伝』では、穆王に献上された動物は、通常その数が記される。本句で数が記されていないのは、穆王がこれを受けとらなかったためと考えられる。

(13)「□氏」は「潛岩」や「攻玉者」の属する集団を指すものと思われ、「容成氏」の可能性もある（本段注(2)(10)参照）。

「檻□之後也」について、小川琢治は『淮南子』脩務訓に「玉堅無敵、鏤以爲獸、首尾成形、礛諸之功」とあり、高誘注に「礛諸、治玉之石、可以爲錯」とあることから、「□」に「諸」字を補う。『淮南子』説山訓にも「玉、待礛諸而成器」とあり、高誘注に「礛諸、

攻玉之石」とあるように、「礛諸」そのものは堅い玉を彫刻、研磨して加工するのに用いる砥石のことである。本句が仮に「檻（礛）諸之後也」であったとすれば、かつてこうした砥石を用いた玉の加工を業とし、その石の名をもって呼ばれた人々がおり、「潛岩」や「攻玉者」の属する「□氏（容成氏か？）」は、その後裔である、という意味に解すことができよう。

(14) 「嬰」は、もと「罌」に作るが、洪頤煊が『山海経』西山経注に引くところにより改めたもので、洪頤煊は以下すべての「罌」を「嬰」に置き換えている。『山海経』西山経に「嬰以百珪・百璧」とあり、この「嬰」は本句とは異なり、動詞であると思われる。これについて、郭璞は「嬰、謂陳之以環祭也」と注し、環状にならべて祭るという意に解しているようだが、加えて「或曰、嬰即古罌字、謂盂也。徐州云。『穆天子傳』曰、黄金之嬰之屬也」として、本句の注と同様に「嬰」が「罌」の古字であり、「盂」を指すという説を附している。「罌」は『説文』五篇下缶部に「缶也」とあり、「盂」は同五篇上皿部に「飯器也」とあり、いずれも容器の類である。しかし、「嬰」はまた「賙」に通じ、『説文』六篇下貝部にいうように、「頸飾」を指す可能性もあり、いずれとも決しがたい。なお、穆王から「嬰」が賜与される事例は本句以外に7例あり、「鄭韓之人無鳧」に「黄金銀嬰四七」(2.5a.13)、「智氏之夫」に「黄金之嬰二九」(3.2b.13)、「鬲余之人命懷」に「黄金之嬰」(3.3a.12)、「諸飤」に「黄金之嬰」(3.3b.1)、「重鵬之人觮鼠」に「黄金之嬰二九」(4.1b.9)、「文山之人歸遺」に「黄金之嬰二九」(4.2a.11)、「巨蒐之翳奴」に「黄金之嬰二九」(4.3a.9)が、それぞれ賜与されている（末尾【表二】B参照）。

（島田翔太）

【七】

原　文

18 戊戌、天子西征。

19 辛丑、至于剖閭氏(1)〔音倚〕。天子乃命剖閭氏供食六師之人〔天子六軍。詩曰、周王于邁、六師及之〕于鐵山之下(2)。

20 壬寅、天子祭于鐵山(3)、祀于郊門(4)。乃徹祭器于剖閭之人(5)〔以祭餘胙賜之〕。温歸乃膜拜而受〔温歸、名也〕。天子已祭而行、乃遂西征。

21 丙午、至于鄧韓氏(6)〔鄧、之然切〕。爰有樂野。温和、穄麥之所草(7)〔此字、作艸下早。疑古茂字〕、犬・馬・牛・羊之所昌〔昌、猶盛也〕、琁玉之所□。

22 丁未、天子大朝于平衍之中(8)〔衍、墳之下者。見周禮〕、乃命六師之屬休。

23 己酉、天子大饗正公・諸侯・王吏・七萃之士于平衍之中(9)。鄧韓之人無鳧、乃獻良馬百匹、服牛三百(10)〔服、可服用者〕、良犬七千(11)〔良、調習者〕、牫牛二百(12)、野馬三百、牛・羊二千、穄麥三百車。天子乃賜之黄金銀嬰四七、貝帶五十、朱三百裹、變□・雕官(13)。無鳧上下乃膜拜而受(14)〔疑古上下字。今、夷狄官多復名〕。

訓　読

18 戊戌、天子西のかた征く。

19 辛丑、剖閭氏に至る〔音は倚〕。天子乃ち剖閭氏に命じて食を六師の人に〔天子の六軍。『詩』（大雅棫樸）に曰く「周王于に邁み、六師之に及ぶ」と〕鐵山の下に供せしむ。

20 壬寅、天子鐵山に祭り、郊門に祀る。乃ち祭器を剖閭の人に徹せしむ〔祭の餘胙を以て之に賜う〕。温歸乃ち膜拜して受く〔温歸は名なり〕。天子已に祭りて行き、乃ち遂に西のかた征く。

21 丙午、鄧韓氏に至る〔鄧は之然の切〕。爰に樂野有り。温和にして穄麥の草うる所〔此の字、艸下を早に作る。疑うらくは古の茂字ならん〕、犬・馬・牛・羊の昌える所〔昌は猶お盛のごときなり〕、琁玉の……する所なり。

22 丁未、天子平衍の中に大朝し〔衍は墳の下き者。『周禮』に見ゆ〕、乃ち六師の屬に命じて休ましむ。

23 己酉、天子大いに正公・諸侯・王吏・七萃の士を平衍の中に饗す。鄧韓の人無鳧、乃ち良馬百匹、服牛三百〔服は服用すべき者なり〕、良犬七千〔良は調習せらるる者なり〕、牫牛二百、野馬三百、牛・羊二千、穄麥三百車を獻ず。天子乃ち之に黄金銀嬰四七、貝帶五十、朱三百裹、變□・雕官を賜う。無鳧上下乃ち膜拜して受く〔疑うらくは古の上下の字ならん。今、夷狄の官は多く復名なり〕。

現代語訳

18 戊戌㉟、天子は西に向かって行った。

19 辛丑㊳、剖閭氏の地に到着した。天子は剖閭氏に命じて六師の人に鉄山のふもとで食事を供出させた。

20 壬寅㊴、天子は鉄山で祭り、郊門で祀った。そこで剖闔（という集団）の人に徹礼を任せ祭器をさげさせた。（剖闔氏の領袖の）温歸は膜拝の礼をして（徹礼を行う役割を与えられたことに感謝して）受けた。天子はすでに祭祀を終えて出発し、そこでさらに西に行った。

21 丙午㊸、鄂韓氏の地に到着した。ここには楽野がある。温和で穄麦の生い茂る所、犬や馬、牛や羊のよく育つ所、宝玉の……する所である。

22 丁未㊹、天子は水際の低く平らかな台地の中で大いに（臣下を）集め、そこで六師の属に命じて休ませた。

23 己酉㊻、天子は大いに正公・諸侯・王吏・七萃の士を水際の低く平らかな台地の中で饗応した。鄂韓（という集団）の領袖の無鳧は良馬百匹、服牛三百頭、良犬七千匹、牫牛二百頭、野馬三百頭、牛と羊（合わせて）二千頭、穄麦車三百台分を献じた。天子はそこでこれに黄金銀黒二十八、貝帯五十、朱砂三百袋、変□・雕官を賜った。無鳧以下の者たちは膜拝の礼をして受けた。

注　釈

（1）「剖闔」について、小川琢治は「鐵山」を甘粛省西部の嘉峪関（嘉峪関市）の北側の黒山の辺りに比定し、鉄の冶金がこの地方に行われていたと推測した上で、『逸周書』克殷解「撃之以輕呂、斬之以黄鉞」の孔晁注に「輕呂、劒名」とある「輕呂」や、『漢書』匈奴伝「單于以徑路刀金留犁撓酒、以老上單于所破月氏王頭爲飲器者共飲血盟」の應劭注に「徑路、匈奴寶刀也」とある「徑路」などを引き、「剖闔」もトルコ語の曲刀（Kylydsch）に当たる語であるとする。確かに、『説文』四篇下刀部「剖」にも「剖劚、曲刀也」とあることからすれば、小川が指摘するように「剖闔」とは曲刀に関係する名前である可能性が考えられよう。「剖闔」の地望については、甘粛省以外にパミール西部などの説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（2）「鐵山」について、顧実は鉄を産出することからその名を得たとする。小川琢治も、穆王がこの山から鉄を得たとの記事はないが、穆王がこの山を祭ったのは鉄を産出するためであったと推測している。『山海経』大荒西経に「西有王母之山・壑山・海山。有沃之國……多銀・鐵」とあるように、西王母の山の附近に

は鉱物が豊富であったという記述がみられる。また、『漢書』西域伝上には「出陽關、自近者始、曰婼羌。婼羌國王號去胡來王。去陽關千八百里、去長安六千三百里……山有鐵、自作兵」とあるのをはじめ数件の鉄山の記述がみられ、さらに、甘粛省から青海省にまたがる祁連山脈は、清代には鉱物資源の宝庫であったとする井上充幸の指摘もある（井上充幸二〇一〇）。これらのことから、本句の「鐵山」が鉄を産出する山であった可能性は高い。「鐵山」の所在については、甘粛省西部の嘉峪関（嘉峪関市）の北側の黒山の辺りや、アライ山脈（キルギスタンとタジキスタンの境付近）などの説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（3）「祭于鐵山」とは、前注をふまえれば、鉄を産出する山への祭祀を行ったと考えられよう。鉱山への祭祀について、伊藤清司は『管子』地数篇の「上有赭者下有鐵。此山之見榮者也。苟山之見其榮者、君謹封而祭之。距封十里而爲一壇、是則使乘者下行、行者趨、若犯令者罪死不赦」を引き、祭壇を設けて鉱山を祭り、その山を神と観じ、そこを聖域としたとする（伊藤清司一九六九）。また、佐原康夫は、戦国から前漢前期における民間の鉄器生産を検討する際に、鉄に関わる技術者の間では、技術が父から子へと継承され、『華陽国志』蜀志に「臨邛縣……有古石山。有石鑛大如蒜子……有鐵祖廟祠」とある「鉄祖廟」の祭祀のような特殊な宗教伝統を持った祭祀集団を形成していた可能性を指摘する（佐原康夫二〇〇二）。

（4）「祀」について、本句は「祭于鐵山、祀于郊門」と、「祭」と「祀」が続けて用いられている。『穆天子伝』において、本句以外に「祭」の用例は、①「以祭于河宗」（1.2a.4）、②「以三十祭文山」（4.2a.11）、③「天子祭于宗周之廟」（4.4b.12）、④「乃祭于先王」（5.2b.12）、⑤「天子南祭、白鹿于漯□」（6.1b.1）、⑥「曾祝祭食、進肺臚、祭酒」（6.2a.9）、⑦「□祭女又獻女主叔娌」（6.2a.11）、⑧「祭□祝報祭觴大師」（6.2a.12）、⑨「以祭淑人」（6.4b.11）とあり、動詞の「祭」はほとんど単独で用いられている。一方、「祀」の用例は、本句以外では①「於是殤祀而哭」（6.2a.3）、②「殤祀而載」（6.2b.10）、③「曰□祀大哭九而終喪」（6.3a.10）、④「曰殤祀之」（6.3b.11）、⑤「殤祀大哭」（6.4a.11）、⑥「殤祀如初」（6.4a.12）、⑦「於是禫祀」（6.5a.7）とあり、本句及び③を除いては「殤祀」や「禫祀」という特定の祭祀儀礼を指す熟語としてのみ用いられてい

る。このことからも『穆天子伝』の中で「祭」と「祀」とが使い分けられている可能性はあるが、本句「祀于郊門」の四字は洪頤煊が『北堂書鈔』巻十六により補ったもので、諸本によって異同があるため、ここではその可能性を指摘するのみにとどめておきたいと思う。

「郊門」について、顧実は辺境の関所とし、漢以降の玉門関のような関所ではないかと推測する。しかし、『山海経』海内経「帝令祝融殺鯀于羽郊」の郭注に「羽山之郊」とあるように、本句の「郊門」とは「鐵山」の「郊」にある門の可能性が考えられる。本段注(3)でも引用した『管子』地数篇に「苟山之見其榮者、君謹封而祭之。距封十里而爲一壇、是則使乘者下行、行者趨、若犯令者罪死不赦」とあり、盛り土をして祭った山から十里離れた場所に壇を築くとされていることからすれば、本句の「郊門」は、聖域としての「鐵山」と俗界との境界にある門と解釈するのが妥当であろう。

(5)「徹」字について、一般の用法としては、『儀礼』士冠礼「徹筮席」の鄭注に「徹、去也。斂也」とあり、同燕礼に「公有命徹冪」などとあるように、祭祀及び宴席など吉凶両種の様々な行事の中で、何らかの物品をさげる（すなわち祭祀対象の神や祭主、あるいはもてなされた賓客などの前から物品を移動させ片付ける行動）という意味でもありうるが、ここでは、「鐵山」及びその「郊」での一連の祭祀の後であるから、祭祀の対象であった「鐵山」の神に捧げた食物（尸俎）を、神が嘉納したと見做してさげ、祭主である穆王や刮閭氏ら陪席する人々が、神と共食する行事に移るための儀礼としての「徹礼」「徹祭」であると考えられる。このような、儀礼としての「徹」は、『論語』八佾「三家者、以雍徹。子曰、相維辟公。天子穆穆。奚取於三家之堂」の何晏集解「雍、周頌臣工篇名。天子祭於宗廟歌之、以徹祭。今三家亦作此樂」や『礼記』仲尼燕居に「客出以雍、徹以振羽」とあるように、元来、「雍」や「振羽」などの音楽を伴う重要な儀礼であったと考えられる。

郭璞が、本句に対して「以祭餘胙賜之」と注しているのは、例えば『礼記』祭統に「士起、各執其具以出、陳于堂下。百官進、徹之。下餕上之餘也。凡餕之道、每變以眾」とあるように、後代「徹」の義を、祭祀参加者に対する食品自体の分賜とのみ理解するようになって以後の解釈の反映であろう。しかしながら、ここ

では穆王が「鐵山」を祭った儀礼の一環と考えるべきであるから、原義に近い状態で考えたい。

上述の徹礼について、赤塚忠は、一連の祭儀の中で、儀礼の前後で宗教的意味の転換があると指摘し、『儀礼』有司徹について、その前篇の少牢饋食礼と上下篇をなすとする。少牢饋食礼で供えた供薦を、徹礼以降では、尸と主人・主婦・賓客とが主客の礼を行い、主人・衆賓・兄妹・私人が献酬して主人の幸福を祝賀するものと見る。すなわち、いったん降神して供薦したものを退げる「徹」という儀礼である。これ以後は、神霊が、主人の祈願の意を饗け、現実に神人交感して神福の実現を見る宴会に移ると解説している。さらに、《大豊簋》（集成4261《天亡殷》西周早期）を論ずる中で、その銘文中のの字を「退」と読んで徹礼の意に解し、作器者（人名）が、この徹の礼、つまり祭器（仮に「登」字で表記）を退げる役割を「宰」の一人として担当したので、はこの器を作って記念したと理解している。そして「これはそれだけでも簋を製作して記念すべき光栄であった」と述べる（赤塚忠一九八九）。この赤塚説に依拠するならば、本句の直後で、「刮聞之人」である「温歸」が「乃膜拝而受」とあるのは、すなわち、穆王に服属し、この「徹」礼実行を任されたこと自体への感謝の礼であるとも解しえよう。

また、刮聞氏と穆王の間には、他の諸集団のような物品の献上・賜与が見られない（末尾【表二】B参照）。このことも、刮聞氏と穆王の関係性が他の諸集団とは異なっていたことを示している可能性があろう。

（6）「鄂韓」について、小川琢治は『山海経』海内東経に「國在流沙中者埻端・璽唲、在昆侖虚東南」とある「璽」を「𤰔」の古文「」の譌字とし、『山海経』にみえる「璽唲」と本句の「鄂韓」は音通であるとする。また小川は、「鄂韓」という名称自体が河に臨んだ台地にある都邑を意味するとし、この地を蘇頼河（疏勒河）の沖積地帯である安西（甘粛省酒泉市瓜州県）附近に比定する。「鄂韓」の地望については、他にウズベキスタンのブハラやサマルカンドなどの説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（7）「草」字について、郭璞は「作艸下早、疑古茂字」と注しているが、道蔵本ではこの郭注を「作草下皁」としている。これによれば、本句の「草」字は「草」となり、郭璞が見た本句の「草」に当たる字が、

本訳注が底本とする『四部備要』所収洪頤煊校本とは異なっていた可能性がある。本句の「草」字については諸本に異同があり確定しがたいため、ここでは郭璞の「疑古茂字」という注に従い、意味としては穈麦が生い茂ることと解しておく。

（8）「大朝」については巻一［五］注（1）参照。

「平衍」について、郭璞は「衍、墳之下者」と注しており、『周礼』地官大司徒「辨其山林・川澤・丘陵・墳衍・原隰之名物」の鄭注に「水崖曰墳、下平曰衍」とあることからすれば、「平衍」とは水際の低い平らかな台地のような場所を指すと考えられる。

（9）「饗」について、『詩』小雅彤弓「一朝饗之」の鄭箋に「大飲賓曰饗」とあり、「饗」とは賓客をもてなすことと解される。『穆天子伝』において本句以外に「饗」は、巻三に「天子大饗正公・諸侯・王勤・七萃之士于羽琱之上、乃奏廣樂」（3.2a.10）と見えるだけであり、『穆天子伝』における「饗」では「正公」や「諸侯」など穆王の臣下が「饗」の対象となっている。「饗」を受けた臣下のうち、「正公」については巻一［七］注（4）参照。「諸侯」について、ここでの「諸侯」は、「邢侯」（2.4b.6）ら穆王の巡遊に随行した諸侯を指すと考えられる。また、「王吏」とは、『左伝』昭公三十年に「靈王之喪、我先君簡公在楚、我先大夫印段實往。敝邑之少卿也、王吏不討、恤所無也」とあり、周の役人と考えられるため、本句の「王吏」は穆王に仕える役人を指すものであろう。「七萃之士」については、巻一［二］注（3）参照。

（10）「服牛」について、郭璞は本句に「服、可服用者」と注している。本句の「服」について、洪頤煊はもと「用」に作っていたものを『北堂書鈔』巻三十一によって改め、郭注の初めの「服」もまた同書によって補ったとする。「服」は、『詩』小雅大東に「不以服箱」とあり馬瑞辰『毛詩伝箋通釈』が「服之言、負也。車箱以負器物、謂之服。牛以負車箱亦謂之服」と述べていることからすれば、「服牛」とは、荷を負わせたり車を牽かせたりするための牛と推測されよう。また、巻四に「乃獻良馬十駟、用牛三百、守狗九十、牸牛二百」（4.2a.7）とあり、本句と類似した献上品が見える。『説文』八篇下舟部に「服、用也」とあることから、前掲巻四の「用牛」も本句の「服牛」と同じ用途の牛と考えられる。

（11）「良犬」について、郭璞は「良、調習者」と注し

ており、よく調教された犬と解される。『史記』淮陰侯列伝に「狡兔死、良狗亨」とあり、この「良狗」は猟犬を指すと思われることから、本句の「良犬」も猟のための犬であった可能性も考えられる。『穆天子伝』における犬の献上品は、他に「守犬」（3.2b.10）、「守狗」（4.2a.7）があり、「守犬」については郭璞が「任守備者」と注するように番犬であろう。

（12）「牸牛」について、巻四に「牸牛二百」（4.2a.8）とあり、郭注に「此牛能行流沙中、如橐駝」とあることからすれば、砂漠を行くのに適した動物と考えられる。

（13）「變□・雕官」について、檀萃は、巻四に「絲縕・雕官」（4.1b.11）と似た語が見えることから、本句もこの四字に当たるとする。于省吾は「變□」も「絲縕」も糸の一種とし、「雕官」の「官」は「管」に通じるため、「雕官」とは「雕管」つまり、模様を彫刻した管とする。また、陳逢衡も「雕管」を楽器とする。顧実は「雕官」を雕工の官で刻鏤の仕事を司る者とするが、下賜品の中に人間は見られないため（末尾【表二】参照）、考えがたい。いずれにしても、欠字があるため不明。

（14）「上下」について、檀萃や顧実は「無鳧」とその属官を指すとする。また、『墨子』節葬下に「此上以爲政、下以爲俗」とあるのによれば、「上」が為政者層、「下」が「政」に与らない階層、すなわち民衆を指す可能性も考えられる。一方、陳逢衡は登って拝し、また下階で膜拝したとするが、『穆天子伝』の賜与の構文において「乃膜拜而受」の上に動詞が来ることはなく、動作の主体が来るため考えがたい。「上下」の指し示す範囲については多様に考えられ確定はしがたいが、ひとまず檀萃・顧実の説をとることとする。

（矢島明希子）

［八］

原　文

24 庚戌、天子西征、至于玄池(1)。天子休于玄池之上、乃奏廣樂三日而終。是曰樂池(2)〔因改名爲樂池。猶漢武改桐鄉爲聞喜之類〕。天子乃樹之竹(3)〔種竹池邊〕。是曰竹林(4)〔竹・木盛者、爲林〕。

25 癸丑、天子乃遂西征。

26 丙辰、至于苦山(5)。西膜之所茂苑(6)。天子於是休獵、於是食苦(7)〔苦屮名。可食〕。

27 丁巳、天子西征。
28 己未、宿于黄鼠之山、西□(8)。乃遂西征。
29 癸亥、至于西王母之邦(9)。

訓　読

24 庚戌、天子西のかた征(ゆ)き、玄池に至る。天子玄池の上(ほとり)に休み、乃ち廣樂を奏すること三日にして終わる。是れを樂池と曰う〔因りて名を改めて樂池と爲す。猶お漢武の桐郷を改めて聞喜と爲すの類のごとし〕。天子乃ち之に竹を樹(う)う〔竹を池の邊に種(う)う〕。是れを竹林と曰う〔竹・木の盛んなる者、林と爲す〕。
25 癸丑、天子乃ち遂に西のかた征く。
26 丙辰、苦山に至る。西膜の所【謂】茂苑なり。天子是に於いて休み、獵し、是に於いて苦を食す〔苦は艸名。食すべし〕。
27 丁巳、天子西のかた征く。
28 己未、宿于黄鼠之山、西□。乃ち遂に西のかた征く。
29 癸亥、西王母の邦に至る。

現代語訳

24 庚戌㊼、天子は西に向かって行き、玄池に到着した。天子は玄池のほとりで休み、三日間広楽を演奏して終えた。（そのため）ここを楽池といった。天子はここに竹を植えた。（そのため）ここを竹林といった。
25 癸丑㊿、天子はそこでついに西に向かって行った。
26 丙辰㊸、苦山に到着した。西方で言うところの茂苑である。天子はここで休み、狩りをし、ここで苦草を食した。
27 丁巳㊹、天子は西に向かって行った。
28 己未㊻、宿于黄鼠之山、西□。そこでついに西に向かって行った。
29 癸亥㊵、西王母の邦に到着した。

注　釈

（1）「玄池」の所在については、甘粛省や新疆ウイグル自治区、あるいはキルギスやウズベキスタンとする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。
（2）「樂池」について、郭璞は、巻六の「甲辰、天子南葬盛姫于樂池之南」（6.25.11）に「即玄池也」と注しており、本句と巻六の「樂池」を同じと見ているようである。これについて、洪頤煊は巻六の「樂池」が

「河濟之間」にあることから、本句の「樂池」と同じではないとしており、おそらく巻六の「樂池」とは関連がないと思われる。

（3）「樹」について、本句のように現地に「樹」した事例としては本句以外に、①「天子遂驅升于弇山、乃紀名迹于弇山之石、而樹之槐眉、曰西王母之山」（3.2a.1）、②「是曰天子鼓道、其下而鳴。乃樹之桐。以爲鼓、則神且鳴則利於戎、以爲琴則利□于黄澤」（5.4a.3）と2例あり、③「天子東征釣于漯水。以祭淑人、是曰祭丘。己巳、天子東征、食馬于漯水之上。乃鼓之棘。是曰馬主」（6.4b.13）についても、洪頤煊が「鼓疑是樹字之譌」と述べていることからすれば、本句を含め計4例見えることになる。一方、巻二には「天子於是取嘉禾以歸、樹于中國」（2.3b.1）とあるように、現地で手に入れた「嘉禾」を「中國」に持ち帰って「樹」した事例があり、また「天子於是取孳木華之實、持歸種之」（2.2a.11）とあるように、現地で手に入れた「孳木華之實」を「中國」に「種」した事例が見られる。

（4）「竹林」について、顧実は『太平寰宇記』巻三十 蠡屋縣に、「司竹園、在縣東一十二里。穆天子西征至玄池、乃植之竹、是此。故『史記』（貨殖列伝）云渭川千畝竹、漢謂鄠杜竹林」とある記述を取り上げ、これらが「後人附会之詞」であるとする一方で、『呂氏春秋』仲夏紀古楽の「昔、黄帝令伶倫作爲律。伶倫自大夏之西、乃之阮隃之陰、取竹於嶰谿之谷」という記述から、「大夏」を安息と解釈した上で、中央アジアにおける竹（*Bambuseae*）の産出を強調し、「玄池」との関わりはないと指摘する。しかし、『穆天子伝』において、「是曰」の語は直前に記された天子の行為に関係しており（巻二［五］注(13)表参照）、また、郭注にも「種竹池邊」とあることからすれば、少なくとも「玄池」との関わりで考えた方がよいであろう。

（5）洪頤煊は、『山海経』中山経に「有苦山」とあるように、「帝臺」に関係する山々と近いことや、『晋書』巻五十一束晳伝に「言周穆王游行四海、見帝臺・西王母」とあることから、本句の「苦山」を中山経の「苦山」ではないかとする。しかし、顧実は『山海経』の「苦山」が中山経であることから、本句の「苦山」とは関係がないとし、鄭傑文も「帝臺」は東方部族の主神であり、地名ではないため、この西方の「苦山」との関連を否定する。なお、「苦山」の所在につ

いては、甘粛省から新疆ウイグル自治区にかけての一帯とする説や、現在のアラル海以西のペルシア西境あるいはペルシア東北境やウズベキスタンといった説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（6）王貽梁によれば、道蔵本ほか諸本では「西膜之所謂茂苑」に作っているという。巻二［五］の注（9）で述べたように、『穆天子伝』では「西膜之～」に続く場合、基本的に「所謂」の語が来ていることから考えれば、ここは「所謂」であった可能性は大きいと思われるため、本句も「謂」字を加えて解釈しておくこととする。

（7）「苦」について、郭璞は「苦屮名。可食」と注しており、食することのできる草名としている。陳逢衡は「賣菜」すなわち「苦賣」のことで、今の「苦薉」のこととし、顧実は「苦菜」とし、これは『詩』唐風采苓「采苦采苦」の鄭注にも「苦、苦菜也」と見られる。ともに *Sonchus oleraceus* の意で、和名はノゲシが一般的であるが、ケシアザミ、ハルノノゲシ（アキノノゲシに対して）ともいう。『説文』一篇下艸部では「苦、大苦、苓也」とする。これを甘草の類とする説もあるが、これは『詩』小雅谷風の意を誤解した誤りであろう。

（8）本句の欠字部分について、『穆天子伝』では、「山」字の下に方角が来る場合、「鈃山之西」「春山之虱」といったように「之」字が入る。また、「至于苦山。西膜之所茂苑」（2.5b.9）、「己巳至于文山。西膜之所謂□」（4.2a.3）、「觴天天子于文山。西膜之人乃獻食馬三百」（4.2a.4）とあるように、「山」字のすぐ下に「西」が来る場合は、「西膜之～」と続くことが多い。これらから考えれば、「宿于黄鼠之山」で断句し、「西膜之～」と続いていたのかもしれないが、巻二の冒頭に「遂宿于昆侖之阿、赤水之陽」（2.1a.9）とあるように、地名が二つ続く場合もあるため、ひとまず「黄鼠之山」で断句だけしておきたいと思う。なお「黄鼠之山」の所在については、甘粛省から新疆ウイグル自治区にかけての一帯やペルシア西境とする説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（9）この「西王母之邦」という表現は他の文献には見られず、『穆天子伝』特有である。そこで、『穆天子伝』における「〇〇之邦」という表現を見ると、本句以外に、①「是曰留骨之邦」（2.4a.7）、②「北至于河宗之邦」（4.4a.12）といった2例を見出すことができ

る。また「邦」のみに関しては、③「天子屬六師之人于鄗邦之南滲澤之上」(1.2a.6)、④「□之人潛岩、觴天子于羽陵之上、乃獻良馬、牛・羊。天子以其邦之攻玉石也、不受其牢」(2.4b.8)、⑤「天子曰朕非許邦而恤百姓□也」(5.1b.1)、⑥「韋穀黄城三邦之事葦喪」(6.3a.1)、⑦「天子見之、乃遣邢侯、曹侯歸于其邦」(6.4a.9)と5例見出せる。このうち、④⑥は詳細が不明だが、②の「河宗之邦」、③の「鄗人」の邦は、いずれも巻一で穆王との深い関わりが示された河宗氏に関連しており、特に、⑤の「許邦」や⑦の「邢侯」の邦・「曹侯」の邦が、諸侯の「邦」と考えられることからすれば、本句で「西王母之邦」と表現されることは、他の西方の集団とは一線を画していたことを示しているのかもしれない。なお、「西王母」そのものについては巻三で詳しく述べたいと思う。

「西王母之邦」の所在については、甘粛省や新疆ウイグル自治区、ペルシアの旧アッシリア国やテヘラン付近、サマルカンド付近といった説がある（殷周史研究会二〇〇六）。

（水野　卓）

【表一】『穆天子伝』に見える周の勢力範囲外の集団

	①経由地	②集団名	人名	③〇〇氏之所△△	④「曰」以下	⑤里西土之數	
a	至于□	（□）					(1.1a.5)
b	征于犬戎	犬戎	□胡				(1.1a.12)
	至于雷首	犬戎	胡				(4.3b.10)
c	至于鄗人	河宗之子孫	鄗柏絮				(1.1b.8)
	（鄗邦）						(1.2a.6)
	至于鄗人		鄗柏絮				(4.3b.2)
d	至于陽紆之山	河宗氏		河伯無夷之所都居、是惟河宗氏			(1.2a.10)
		河宗	柏夭				(1.2a.12)
	爰有温谷・樂都			河宗氏之所遊居			(1.4a.1)

（丌邦）					（4.3b.6）
e 升□	鬲□之人	居慮	（□）之所主居		（2.1a.5） （2.1a.7）
f 舍于珠澤	□之人	□吾 之			（2.1b.5） （2.2a.2） （2.2a.7）
g 至于	赤烏之人 赤烏之人	丌 □丌		曰赤烏氏先出自周宗 曰赤烏氏美人之地也	（2.2b.13） （2.3a.4） （2.3a.9） （2.3b.4） （4.4b.4）
h 入于	曹奴之人 曹奴之人	戲 戲□			（2.3b.7） （2.3b.10）
i 至于羣玉之山			容成氏之所守		（2.4a.9）
j 征□	（□）之人	潛岩 潛岩		曰□氏檻□之後也	（2.4b.7） （2.4b.9） （2.4b.11）
k 至于剆閭氏	剆閭氏 剆閭之人	温歸			（2.4b.12） （2.4b.13） （2.5a.3）
l 至于鄚韓氏	鄚韓之人	無鳧 無鳧上下			（2.5a.4） （2.5a.10） （2.5b.1）

	m	n	o	p	q	r	s	t	
	至于西王母之邦	至于□之山	至于瓜纑之山	至于積山之邊	□	至于滔水	至于蘇谷	至于長泲	(2.5b.12)
		智□		鳥余之人	（□）			至于重鶗氏	(3.1a.4)
		智氏之夫						爰有荅堇	(4.4b.6)
	西王母	游于綸子之澤		命懷	諸訐			爰有采石之山	(3.2b.7)
		□		命懷	諸訐				(3.2b.8)
								重鶗氏	(3.2b.11)
		智氏之所處	闕氏・胡氏之所保			濁繇氏之所食	骨訐氏之所衣被	重鶗氏之西疆	(3.2b.11)
								重鶗氏之民	(3.3a.1)
								重鶗氏之所食	(3.3a.3)
		曰智氏□						重鶗氏之人	(3.3a.11)
								重鶗氏之所守	(3.3a.12)
									(3.3a.13)
									(3.3b.1)
	西王母之邦								(4.1a.4)
									(4.1a.5)
									(4.1a.6)
									(4.1a.8)
									(4.1a.10)
									(4.1a.11)
									(4.1b.3)
									(4.1b.4)
									(4.1b.8)
	曰重鶗氏之先三苗氏之□處								(4.1b.13)

【表二】『穆天子伝』に見える貢献と賜与

A貢献

	集団名	人名		馬	牛	犬	馬牛／牛羊	穀物・その他
a	（□）		觴					
b	犬戎	□胡	觴					
	犬戎	胡	觴	食馬四六				
			獻					
u	至于文山	□						（4.2a.1）
		西膜之人						（4.2a.3） （4.2a.4）
v	飲于文山之下	文山之人	歸遺					（4.2a.6） （4.2a.12）
			歸遺					
w	至于巨蒐氏	巨蒐之人	奴					（4.2b.11） （4.3a.4） （4.3a.10）
		巨蒐之人	奴					
			奴					
x							畢人告戎曰陵翟來侵	（4.4a.13）
y								（4.4b.2）
z		陵翟	弓胡					（5.1a.7） （5.1a.9） （5.3b.8）
		陵子						

c	d	e	f	g	h	j	l	n	p
河宗之子孫	河宗	弓□之人	（珠澤之人）	赤烏之人	曹奴之人	□之人	鄭韓之人	智□	弓余之人
鄒柏絮	柏夭	居慮		丌	戲	潛眚	無皇		命懷
逆	逆	獻	獻	獻	觴	觴	獻	往	獻
先	勞用	酒百□	白玉□隻・□角之一・□三	酒千斛	食馬九百	良馬	良馬百匹	勞用	酒
豹皮十	束帛加璧		食馬三百	食馬九百	食馬九百	良馬	野馬三百	白騂二疋	
良馬二六	白□						服牛三百	食馬四百	
							牧牛二百		
							良犬七千	守犬七十	
			牛・羊三千	羊・牛三千	牛・羊七千	牛・羊	牛・羊二千	野馬・野牛四十	
			稾麥百載	稾米百車			稾麥三百車	牛・羊三千	

q	u	v	w	z
□	□	文山之人	巨蒐之人	陵翟
諸訐	西膜之人	歸遺	奴〻	
獻	觴	獻	獻	致賂
酒	獻		具	歸
			觴	
	食馬三百	良馬十駟	獻	畢之琖
		用牛三百	白鵠之血（以飲）	
		牧牛二百	牛羊之湩（以洗）	
		守狗九十	巨蒐之人	良馬百駟
	牛・羊二千		奴〻	
			馬三百	
	穊米千車		牛・羊五千	
			秋麥千車	
			膜稷三十車	
			枝斯之英四十	
			侅緟縢繩	
			珧佩百隻	
			琅玕四十	
			璇琼十篋	

B賜与

g	f	集団名	人名	金・銀	貝帯	朱	桂・薑	その他
赤烏之人	□之人	赤烏之人	□吾（賜）	黄金之環三五	朱帯貝飾三十			工布之四
	之		（與）					黄牛二六
	□丌		（賜）	黄金四十鎰	貝帯五十	朱三百裹		墨乘四

h	曹奴之人	戯	（賜）	黄金之鹿・白銀之鬘	貝帯四十	朱四百裹	□
j	□之人	潛岩	（賜）	黄金之嬰三六		朱三百裹	
k	剝閭之人	温歸	（徹？）				祭器
l	鄭韓之人	無鳧	（賜）	黄金銀嬰四七	貝帯五十	朱三百裹	變□・雕官
m		西王母（執・見）（好獻）					白圭・玄璧 錦組百純・□組三百純
n	智氏之夫之		（賜）	黄金之嬰二九	貝帯四十	朱丹三百裹	桂・薑百□	狗璂采
p	鬲余之人	命懷	（賜）	黄金之嬰	貝帯	朱丹七十裹		
q	□	諸飪	（賜）	黄金之嬰	貝帯	朱丹七十裹		
t	重譴之人	艸盜	（賜）（以）	黄金之嬰二九・銀烏一隻	貝帯五十	朱七百裹	桂・薑百圂	筒箭・絲絇・雕官 黄木麗銀采
v	文山之人	歸遺	（賜）	黄金之嬰二九	貝帯三十	朱三百裹	桂・薑百圂	
w	巨蒐之人	翳奴	（賜）	黄金之嬰二九	貝帯四十	朱三百裹	桂・薑百圂	銀木鞞采

参考文献

・アイテル一八八八　Eitel, E. J. 'Muh-Tien-Tsze Chuen-Travels of the Emperor Mu-'（"The China Review" 1888）。

・赤塚忠一九八七　赤塚忠「中国倫理思想の淵源」（同『赤塚忠著作集第二巻　中国古代思想史研究』研文社、一九八七年。初出は鈴木由次郎編『中国の倫理思想史―東洋思想の遍歴―』学芸書房、一九六三年）。

・赤塚忠一九八九　赤塚忠「西周初期金文考釈」（同『赤塚忠著作集第七巻　甲骨・金文研究』研文社、一九八九年。初出は『甲骨学』第七号・第八号、一九五九年・一九六〇年）。

・赤塚忠一九九〇　赤塚忠「殷王朝における『土』の祭祀」（同『中国古代の宗教と文化〈復刻版〉』、研文社、一九九〇年）。
・伊藤清司一九六九　伊藤清司「山海経と鉄」（森嘉兵衛教授退官記念論文集編集委員会編『社会経済史の諸問題　森嘉兵衛教授退官記念論文集』法政大学出版局、一九六九年）。
・井上充幸二〇一〇　井上充幸「明清時代の黒河上流域における山林の開発と環境への影響」（『東アジア文化交渉研究』第三号、二〇一〇年）。
・殷周史研究会二〇〇六　大阪府立大学殷周史研究会「穆天子伝地名国族名諸説索引」（『大阪府立大学人文学論集』第二十四集、二〇〇六年）。
・尹盛平一九九九　尹盛平「邢国改封的原因及其与鄭邢、豊邢的関係」（三代文明研究編輯委員会編『三代文明研究（一）―一九九八年河北邢台中国商周文明国際学術研討会論文集』北京：科学出版社、一九九九年）。
・王輝二〇〇六　王輝『商周金文』（北京：文物出版社、二〇〇六年）。
・小倉芳彦二〇〇三　小倉芳彦「『左伝』における覇と徳―「徳」概念の形成と展開―」（同『小倉芳彦著作選Ⅲ　春秋左氏伝研究』論創社、二〇〇三年。初出は中国古代史研究会編『中国古代史研究』吉川弘文館、一九六〇年）。
・貝塚茂樹一九八四　貝塚茂樹『中国の古代国家』（中央公論社、一九八四年。初出は同『貝塚茂樹著作集第一巻　中国の古代国家』中央公論社、一九七六年）。
・環境庁自然保護局一九八七　環境庁自然保護局編『植物目録１９８７　自然環境保全基礎調査』（大蔵省印刷局、一九八七年）。
・丘光明一九九二　丘光明編著『中国歴代度量衡史』（北京：科学出版社、一九九二年）。
・桐本東太二〇〇四　桐本東太「中国古代の臺―季節祭との関連から―」（同『中国古代の民俗と文化』刀水書房、二〇〇四年。初出は『史学』第五五巻第一号、一九八五年）。
・湖南省博物館一九七三　湖南省博物館・中国科学院考古研究所編『長沙馬王堆一号漢墓』（北京：文物出版社、一九七三年）。
・湖南省博物館二〇〇四　湖南省博物館・湖南省文物考古研究所編著、何介鈞主編『長沙馬王堆二、三号漢墓第一巻　田野考古発掘報告』（北京：文物出版社、二

○○四年）。
・佐原康夫二〇〇二　佐原康夫「漢代鉄専売制の再検討」（同『漢代都市機構の研究』汲古書院、二〇〇二年。初出は礪波護編『中世の文物』京都大学人文科学研究所、一九九三年）。
・山西省文物工作委員会二〇〇六　山西省文物工作委員会編、張頷・陶正剛・張守中著『侯馬盟書（増訂本）』（太原：山西古籍出版社、二〇〇六年）。
・上海博物館二〇〇二　馬承源主編『上海博物館蔵戦国楚竹書（二）』（上海：上海古籍出版社、二〇〇二年）。
・任亜珊等一九九九　任亜珊・郭瑞海・賈金標「一九九三―一九九七年邢台葛家荘先商遺址、両周貴族墓地考古工作的主要収穫」（『三代文明研究編輯委員会編『三代文明研究（一）―一九九八年河北邢台中国商周文明国際学術研討会論文集』、北京：科学出版社、一九九九年）。
・銭伯泉一九八二　銭伯泉「先秦時期的〝絲綢之路〟―《穆天子伝》的研究」（『新疆社会科学』一九八二年第三期）。
・趙儷生一九七九　趙儷生「穆天子伝中一些部落的方位考実」（『中華文史論叢』第十輯、一九七九年）。
・陳平一九九九　陳平「邢侯簋再研究」（三代文明研究編輯委員会編『三代文明研究（一）―一九九八年河北邢台中国商周文明国際学術研討会論文集』、北京：科学出版社、一九九九年）。
・西岡市祐一九七六　西岡市祐「『女曰觀乎』惑解」（『漢文学会々報』第二十二輯、一九七六年）。
・林巳奈夫一九九一　林巳奈夫『中国古玉の研究』（吉川弘文館、一九九一年。初出は「中国古代の祭玉、瑞玉」『東方学報』京都第四十冊、一九六九年。「佩玉と綬―序説」『東方学報』京都第四十五冊、一九七三年）。
・原宗子一九九四　原宗子『古代中国の開発と環境―『管子』地員篇研究』（研文出版、一九九四年）。
・潘富俊二〇〇三　潘富俊『詩経植物図鑑』（上海：上海書店出版社、二〇〇三年）。
・ファルケンハウゼン二〇〇六　ロータール・フォン・ファルケンハウゼン著　吉本道雅解題・訳『周代中国の社会考古学』京都大学学術出版会、二〇〇六年）。
・馬王堆帛書一九八五　馬王堆漢墓帛書整理小組編『馬王堆漢墓帛書〔肆〕』（北京：文物出版社、一九八五年）。
・森雅子二〇〇五　森雅子「崑崙伝承起源考」（同『西

王母の原像―比較神話学試論』慶應義塾大学出版会、二〇〇五年。初出は『ユリイカ』二十九巻二号、一九九七年）。
・山崎藍二〇〇七　山崎藍「穆天子伝」（竹田晃・黒田真美子編『中国古典小説選1』明治書院、二〇〇七年）。
・楊寛二〇〇六　楊寛「《穆天子伝》真実来歴的探訪」（同『先秦史十講』上海：復旦大学出版社、二〇〇六年。初出は『中華文史論叢』第五十五輯、一九九六年）。
・横田恭三二〇一二　横田恭三『中国古代簡牘のすべて』（二玄社、二〇一二年）。

『穆天子伝』訳注　巻一　正誤表

	誤	正
①106頁上段表中	墓王	墓主
②111頁下段訓読1行目	天子を鐲山の上に飲す	天子に鐲山の上に飲せしむ
③111頁下段訓読4行目	天子を盤石の上に觴す	天子に盤石の上に觴せしむ
④112頁上段現代語訳1行目	天子を鐲山の上で飲した	天子を鐲山の上で飲の儀礼でもてなした
⑤112頁上段現代語訳3行目	天子を盤石の上で觴した	天子を盤石の上で觴の儀礼でもてなした
⑥124頁上段訓読14行目	天子滲澤に臘す	天子滲澤に獵す
⑦124頁下段現代語訳10行目	天子は黄河の水辺で飲した	天子は黄河の水辺で飲の儀礼を行った
⑧126頁上段17行目・下段12行目	「鄒柏縈」	「鄒柏絮」

⑨127頁上段1行目・下段1行目	「鄒柏槩」	「鄒柏絜」
⑩130頁上段18行目	「鈃山之阿」	「鈃山之西阿」
⑪132頁下段後4行目	『淮南子』墜形訓	『淮南子』墜形訓
⑫148頁上段後4行目	詔女昆侖□舎平泉七十	詔女昆侖□舎四平泉七十

〔付記〕　②④⑦の「飲」につきましては、各方面から様々なご指摘をいただきました。当会としましても、この点に関して考えていたことがありましたが、言葉足らずのため誤解を招く表現となってしまいました。巻一に関しては、いずれ研究会としての考えをまとめ公表する機会を設けたいと思っておりますが、ひとまずこの巻二以降は、ご指摘をふまえた解釈を反映させていくつもりでおります。この場をお借りして、訂正いたしますとともに、ご指摘をいただいた方々に御礼を申し上げます。